

平成29年2月27日開会
平成29年3月16日閉会

平成29年

第1回定例会会議録

(第3日目)

小豆島町議会

開議 午前9時30分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、大変お忙しいところお集まりくださいます、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます（午前9時30分）

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答で行います。

なお、一般質問の時間を守っていただくために5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。7番藤本傳夫議員。

○7番（藤本傳夫君） 私のほうからは、消防団にドローンの活用を、小豆島での相続未登記の農地、山林、宅地等は、新内海庁舎構内での交通順路の徹底を、オリーブ公園、ふるさと村、二十四の瞳映画村の位置づけはということで、4つほどの質問をさせていただきます。

それでは、まず1番目に新聞によりますと、総務省の消防庁が小型無人機ドローンやオフロードバイクなどを2017年度から都道府県の消防学校に配備し、地域の消防団の訓練に活用してもらい、災害時に被害状況を素早く偵察、把握できるようにする。自治体の業務計画BCPの策定も支援する方針で、17年度予算案に3億円を盛り込んだとあります。

小豆消防署、香川県のほうになるんですけども、そういうふうな対応なり計画なりはあるんでしょうかお願いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員から消防団でドローンを活用という質問をいただきました。

消防庁は、来年度から災害現場の状況を速やかに把握するための偵察活動用資機材としてドローンあるいはオフロードバイクなどを消防学校に貸し付け、消防団への教育訓練を実施することにより、災害対応能力の向上を目指しております。

災害現場でのドローンの活用には、たくさんのメリットがあると思います。人が簡単に入り込むことができない場所での土砂崩れの状況あるいは河川の氾濫、低地帯の浸水状況などの情報をいち早く収集することができ、人命救助につながることも考えられます。

一方で、問題点もあります。安全性の問題として、墜落等での人への影響が懸念されます。また、天候、障害物により常時活用ができない可能性があります。加えて、安定した飛行をさせるためには、飛行技術や知識の習得に多くの時間が必要だとされています。そういう飛行技術の習得、知識の習得のために、消防庁が来年度予算で全国の消防学校で訓練を行うものだと思います。

香川県消防学校はどのようにされるかと聞いておりませんが、香川県消防学校でドローンが配備されて、訓練を行うのであれば、小豆消防署とも連携をしまして、消防団員を訓練に参加させたいと思っています。ドローンは災害時に有効であると思っていますので、ドローンを災害時に活用できるようにしたいと考えております。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） まだ香川県の対応は聞いてないということですが、小豆島には坪佐さんというドローンの専門家もおりますので、その辺は県内でも率先して利用して、そういう技術習得をしていただきたいと思います。

私も13年ほど消防団に入っておりましたが、やはり山火事するときなど、水を放出しながら火点が見えないとか、どの辺まで火が走ってくるとかという、わからないんですね。そういう点、上から見れば、それは一目瞭然でわかりますので、そういうところでもまた災害時、四輪駆動の車が走れないようなところでもオフロードバイク、モトクロスのような装備をしたバイクでしたらどこでも走れますので、そういう訓練もあわせて行ったほうが初動対応には非常に有効であると思いますので、前向きに行う気はないでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 議員さんがおっしゃられたように、香川県の消防学校に手を挙げて、訓練を実施するように申し入れをしたいと思います。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 2番目の小豆島での相続未登記の農地、山林、宅地等はこのこ

とで、これも全国農業新聞というところから拾ってきたんですけども、農林水産省は、昨年12月26日、全国の農地面積の約2割、93万4,348ヘクタールの登記名義人が死亡しており、相続未登記農地がある、またはそのおそれがある農地と公表したそうです。

全国1,695市町村の農業委員会を通じて照会したそうですが、小豆島町での実態はどうなっているのか。また、山林や宅地でもそういう状況にあるところがあると思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。また、その解消策としてはどういうふうな対応をとっているのでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員からの農地、山林、宅地等の相続未登記等の現状、対策についての質問についてお答えをいたします。

質問にありました農水省の相続未登記等に関する調査につきましては、当該未登記農地が担い手への農地の集積、集約化を進める上で、阻害要因となっていますので、全国的な実態調査が実施されたものです。

農水省からの調査依頼は、昨年4月にありまして、小豆島町の場合は、農地面積が1,041ヘクタール、そのうち相続未登記等の農地面積が416ヘクタール、全体の約40%という結果になっております。

農地、山林、宅地等の未相続地につきましては、農地の貸し借りが進まず、遊休地化し、周辺の耕作地へ影響を及ぼす以外にも安全で安心な暮らしのための防災あるいは公共事業の推進、また空き家対策においても阻害要因になっております。その問題を認識しておりますけれども、基本的には相続権者の方々に相続登記を行っていただくもので、なかなか解決策がない難しい問題だということもご理解いただきたいと思います。最終的には、国のほうでそれぞれの目的に応じて法律上の手当てが必要ではないかと思っております。

詳細につきましては、宅地、山林等の現状を合わせまして、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 藤本議員さんからのご質問でございますけれども、まず相続未登記等に関する調査、こちらにつきましては、当課が所管しております農地代帳というのがございまして、町内の所有者が死亡していることが判明した場合を相続未登記農地、次に町外者の方で農地を所有する、いわゆる不在地主でございます、の相続未登記農地のおそれがある農地、そういう形でカウントした調査でございます。

本町では、前者の場合178ヘクタール、後者の場合238ヘクタール、合わせて416という

こととございます。町内の農地面積の前者のほうが約17%、不在地主のほうが23%を占めるという結果でございます。

なお、香川県全体でございますけれども、約1万2,100ヘクタールございまして、そのうちの約26%がこの調査の該当の数字ということになってございます。

この調査におきまして、不在地主イコール相続未登記のおそれがある農地としてカウントすることにつきましては、少々国の発表には少し疑問があると感じとんですけども、先ほど町長がご答弁しましたとおり未登記の農地問題、こちらは担い手の方々が農地の集約等を図る、また貸し借りをしたいというふうなご希望があっても、なかなか調整がつかない場合がございます。また、それらが遊休地化することによって、隣で耕作される方に耕作地の環境を悪化させているという要因であることも認識してございます。

農地法というのがございまして、第3条で相続で権利を取得した場合には、速やかにその旨を農業委員会に届けることというふうに規定されてございますが、しかしながら周知不足というのもございまして、平成27年度に19件、本年2月末現在で23件の届け出という状況ですので、住民課で死亡届が提出された際に死亡された後の手続についてというふうなチェックシートを配布してございますので、その中に農地と山林について相続された場合、こちらにつきましては農林水産課のほうへ届け出くださいよというふうな願いを一言足して通知させていただいて周知してございます。また、昨年末からは、法務局より依頼がありまして、住民課、また税務課の窓口、こちらのほうで死亡届の提出時には相続登記をしましょうというふうな啓発のチラシを届け者の方に配布しているというふうに聞いてございます。

なお、農地の貸し借りにつきましては、いわゆる私どもで利用権設定という言葉を使っておりますけれども、相続未登記でありまして、相続権利者の過半数、こちらの方の同意があれば、5年間という短い期間でございますけど、農地の貸し借りができるという制度もございまして、そちらで対応しているケースもございます。

農業委員会でも遊休農地調査等の際に何らかの対策ができないかと協議してまいりたいと思いますし、町広報とかホームページで相続届け出が必要ですよという旨を周知してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 藤本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、町内の総筆数ですが、10万275筆あります。うち宅地が1万5,542筆、山林が保安林を超えまして3万4,541筆あります。面積は、宅地が405ヘクタール、山林が6,239ヘク

タールです。

宅地 1 万 5,542 筆中、個人所有が 1 万 1,650 筆で町内居住者が 6,940 筆、死亡者と推定される者の所有が 2,421 筆、町外の個人所有が 2,285 筆となっております。

山林は 3 万 4,541 筆中、個人所有が 2 万 4,660 筆で町内居住者が 8,815 筆、死亡者と推定される者の所有が 5,591 筆、町外の個人所有が 1 万 145 筆となっております。

宅地の未相続登記につきましては、2,421 筆中 55.3 ヘクタールとなっております。山林は 5,591 筆 1,060 ヘクタールとなり、町外所有者が持つ宅地 2,285 筆 59.5 ヘクタール、山林 1 万 145 筆 1,443 ヘクタールが相続未登記になるおそれがある土地です。登記名義人で見ますと、法人を含め 1 万 6,010 人のうち、町内居住者が 4,215 名で死亡者と推定される者は 3,169 名です。町外個人の名義人は 5,977 人となっております。

28 年度の納税通知につきましては、9,217 通発送しておりますが、うち 92 通が宛先不明で返送されました。うち 62 通につきましては、調査の上、再発送しまして、未送達は 30 通となり、また未発送の 26 通の計 56 通が公示送達となっております。ただ、この 56 通のうち、町内個人所有は 4 通です。町外個人につきましては 27 通で、他の 25 通につきましては倒産法人等でございます。町内個人所有の 4 通ですが、全て相続人の居所不明となっております。住民票は町内にありますが、生活実態なく、また一例ですが、住所地が更地になっている方もおられます。

これらの対策ですが、28 年の事例で申しますと、町内の死亡者のうち、固定資産をお持ちの方 121 名に全て相続登記のお願いと代表相続人届を依頼しております。また、窓口にも所有地等の相談に来られた方で相続未登記の方にも同じく代表相続人届等の依頼を行っており、それで代表相続人届の受理件数につきましては 142 件となっております。また、町内の相続登記件数は 1,123 筆で 140 人が行っております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7 番（藤本傳夫君） 死亡時ということで遺族の人も混乱しているでしょうから、そこまで気が回らないという人がほとんどだと思いますので、その点は後からまた詳しい文書を送るなり、詳しい説明をするなり、そういうふうな対応をしていただかないと、その件数は増えるであろうと思いますし、税務課等も今、言ったような細々した数字は、うちも聞いてわからんぐらいですけども、努力はしていることはわかるんですけども、現実にはそういう公示通達をせないかんような件数は何十件もあるということは、現実的にはそういう人はそれまでも税金が納められていないという可能性もあるとは思っていますので、その辺一層の努力をお願いしたいと思います。

それでは、次行きます。

新内海庁舎構内での交通順路の徹底をということで、先日ちょっと用事がありまして、安田までバスに乗ってたんですけども、老健うちのみの中に入ったところで、うちのみの今の老健の前の道が工事している関係で2列並行になって走るようになっております。そこへバスが入ったときに、バスと並行して病院のほうへ走る車が軽四ありました。私の認識では、あれは逆走しているんじゃないかなと思うんですけども、前から車が来たりしたら危険この上ないと思いますので、構内での順路というのはどうなっているのかと。また、道路交通法上は、あそこは駐車場になっているんでしょうか、それとも普通でいう道交法上の道路なんでしょうか、そこら辺よろしくをお願いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員から、現在、整備を進めております統合庁舎での交通順路に関するご質問をいただきました。

平成28年度と平成29年度をかけまして、旧内海町と旧池田町合併以来の懸案事項でありました統合庁舎の整備を旧内海病院跡地で進めております。旧内海病院、老人保健施設うちのみを活用して、水道課を除く全ての行政機能を集約しようとするものです。

住民の皆様が便利で行政事務が効率的に進むことを目指しております。機能が集約することにより、多くの住民の方が役場を訪れることとなります。また、オーリーブバスも敷地内に入ったところに停留所がつけられ、役場の利用や内海診療所への診察が便利になるようにしてもらっています。

議員ご指摘の交通順路につきましては、これまでもご指摘をいただいております。進路の矢印を道路に標示してあるとか、駐車禁止のマークを増やすなどの対応はしておりますが、まだ十分ではないと思います。そして、後ほど担当からご説明しますが、道路交通法は適用されない場所ということでもありますので、庁舎管理の一環として対応していくことが必要だと思っております。交通事故が起こることのないよう、しっかり対応していきたいと思っております。

担当課長から詳細を説明いたします。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 藤本議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の状況につきましては、私も同じバスに乗っておったということで、把握はいたしております。

バスは、旧内海病院敷地内へ小豆島中学校のほうから入ったときに、前に行く軽四の自

動車、こちらがロータリーを時計回りに回らずに、老健うちのみ寄りを直進して、病院の北側の出口から出ていったという状況でございます。道路に矢印がついているんですけども、明らかに逆走でございまして、対向車があれば危険な状態だったと思います。

新内海岸舎の玄関前に公共交通でありますオリーブバスの停留所ができております。道の形状はロータリーでありまして、旧内海病院があつたころから、そのロータリーを時計回りに進行するというのがこちらのほうの順路でございます。

先ほど町長申し上げたんですけども、小豆警察署に確認をいたしましたところ、私有地内ということで、道路交通法の道路には該当しないというふうなご返事をいただいております。したがって、私有地についてということで、管理者権限、小豆島町の権限として、ご指摘のありました順路を逆走するようなことがないように努めてまいりたい。そのためには、今、ある道路の矢印、これをもっとわかりやすくする、それからこちらのほうへは進んではいけない、一旦停止をする、そういうふうないろいろなことをやまして、安全性の向上を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 何か道交法が通用しないということですが、ぶつかったら交通事故ですので、事故対応なり何なり追われると思いますので、そういう事故がないように今後ともよろしくお願いします。

それでは、次、オリーブ公園、ふるさと村、二十四の瞳映画村の位置づけはということで、少々質問をさせていただきます。

小豆島観光の中では、この3社の活用の仕方では大きな小豆島の活性化の違いが出てくると思います。3社に対する町の指導権限はどこまで及んでいるのか。聞くところによりますと、3者3様の対応ではないかということで詳しい説明をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員からオリーブ公園、ふるさと村、二十四の瞳映画村の位置づけについての質問をいただきました。

ご指摘の3つの施設は、議員ご指摘のとおり、小豆島の観光において重要な施設だと思います。それぞれ目的は違いますが、この3施設と寒霞溪を初めとする民間の観光施設が一緒になって、小豆島の観光振興を図る必要があると考えております。

ご質問は、これら施設を管理している一般財団法人に対する町の関与がどのようなことになっているかということだと思います。

3つの一般財団法人のうち、小豆島オリーブ公園と小豆島ふるさと村公社は、公の施設



であるオリーブ公園とふるさと村の管理、運営を委託する団体として、基本財産の100%を町が出捐して設立した団体でございます。理事長に町長の私が、副理事長に松尾副町長が就任しております。

一方、二十四の瞳映画村の運営を行っている岬の分教場保存会ですけれども、その名のとおり廃校になった苗羽小学校田浦分校の保存整備のため、当時の川北内海町長が発起人会の会長となり設立された団体で、分教場も映画村も財団所有の財産としての管理運営を行っております。財団の基本財産1千万円のうち700万円を町が出捐しており、理事長に私がついておりますが、設立の経緯、指定管理団体でない点、先のオリーブ公園、ふるさと村とは性格が違っております。

3つの一般財団法人ともに代表者は理事長である私ですけれども、それぞれの専務理事を法律の規定による業務執行理事と定めて、業務の執行に当たらせております。

詳しくは、担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 私のほうからは、それぞれの施設、また管理団体と町との関係についてご説明をさせていただきます。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、小豆島オリーブ公園と小豆島ふるさと村は町の施設であり、その施設の維持管理や運営については、本来であれば、それぞれオリーブ課と商工観光課が担当課として管理運営をする責任がございます。ただ、実際の管理運営につきましては、直営ではなく、先ほど申し上げましたとおり一般財団法人の小豆島オリーブ公園と小豆島ふるさと村公社に委託をしております。

その委託の方法につきましては、指定管理者制度に基づきまして、財団のほうから事業計画、また収支計画の提出を求めて、議会議員4名と町職員4名で構成する指定管理者選定審議会において、調査、審議を経て、議会にその承認の提案をして、議会でご議決をいただいております。その後、指定管理者として指定するというような段取りになってございます。

また、指定後の毎事業年度終了後、管理業務の実施状況であったり、施設の利用状況、また収支状況についての報告をする義務がございます。以上のことから、一般財団法人の小豆島オリーブ公園と小豆島ふるさと村公社が行う指定管理者としての業務に対しては、町は指導する権限を有しておりますし、実際には緊密な連携のもと業務の遂行をしていると考えております。

それに対しまして、一般財団法人岬の分教場保存会は、指定管理者ではございませんの

で、自主運営の団体でございます。

ただ、3つの団体ともに、町が出資している第三セクターというくくりになりますので、総務省が示しております「第三セクター等の健全化等に関する指針」に基づきまして、経営状況の把握に努める必要がございます。また、もし経営状況が悪化した場合などには、経営健全化については町が指導する必要があると考えてございます。

具体的には、3つの一般財団法人の理事長が町長でありますので、理事会、評議員会には、担当課である私、またオリーブ課のほうが出席をしております、管理運営の状況について把握をしております。また、岬の分教場保存会からは、毎月、月次決算書の提出を求めておりますし、オリーブ公園、ふるさと村公社につきましては、監査の際に担当課も同席して、その時々のお収支の状況、運営の状況について把握に努めております。

最後に、一般財団法人の意思決定機関である理事会と評議員会について少しご説明をさせていただきます。

理事会は、法人の業務を執行する機関として、毎事業年度開始までに事業計画と収支予算を作成して、それを遂行するとともに、事業年度終了後は事業報告と決算書類を作成しなければなりません。評議員会は、その事業計画から決算書類までの承認をするだけではなく、理事、監事、評議員の選任と解任、また理事や監事の報酬額、評議員の報酬額の基準を決定する大きな権限を有しているという2つの機関でございます。以上、3公社の関係につきましてご説明申し上げましたので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 私もふるさと村のほうの評議員にさせていただいておりますので、その辺は大体はわかるはわかるんですけども、大昔といいますか、設立時には3法人とも役場より課長補佐級の職員が出向をしております、町長が理事長といいますか、を兼務していたという状況がありました。

今もふるさと村とオリーブ公園のほうは、大体指揮監督の下にあるとは思いますが、給料等で一般的な金額からちょっと逸脱しているのではないかとこのところが見えるそうなので、その辺のところは町の職員にあわせていただけるようお願いしたいと思います。

それと、二十四の瞳映画村の理事会のメンバーというのはどういう人がいるのかということと、その辺の運営の形態がほかの2つとは少し違うというのは前々から存じておりますけれども、その辺の今の専務理事の採用経緯から実際その辺の給料等のことは公表できる

んでしょうかどんなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） まず、岬の分教場保存会の理事のメンバーでございますけれども、まず理事長は塩田町長でございます。それから、専務理事が有本裕幸でございます。それに、理事としまして秋村回漕店の秋村さん、それからかんかけタクシーの上原さん、それから上谷会計の上谷さん、それから川野回漕店の川野哲郎さん、それから前の教育長の谷岡稔さん、それから今の教育長の後藤教育長というメンバーでございます。

それと、専務理事の給与でございますけれども、先ほども申しましたけれども、その基準については評議員会が定めるということになってございまして、その評議員会の中で上限を1千万円というふうに定めてございますが、実際にその1千万円を支出しているというものではございません。あくまで上限ということでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 今、役場で1千万円をもらいよる人は、町長があるかどうか知りませんが、普通の課長級ではありませんわね。幾らあっても700万円ちょっとぐらいやと思うんですけども、それからこっちの資料では900万円強だという資料になっとりますんで、それからいうたら一般住民の感覚からしたらちょっとおかしいんじゃないかというところがありますんで、その辺の是正をしろということは直接言えないかもしれませんが、理事会等に諮っていただくことはできるんでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 先ほども申し上げましたとおり、報酬の基準につきましては、評議員会が定めるものでございます。

それから、専務理事の報酬が一般的に考えてちょっと高額ではないかということでございますけれども、映画村の経営状況等を勘案しまして、その額が不当に高いというようなものではないために評議員会であつたり理事会のほうで認めているものと認識をしております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） それでは、もう小豆島町から映画村で行う事業いうんがその都度その都度何千万円か出しますわね。だから、あれである程度何年かしたら戻ってくるのもありますけども、それならもう自己資金で全部やっていただいても構わないんじゃないかと思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 映画村のほうに補助金等を支出しているということでございますけれども、今、支出しているものは、映画村から寄付としていただいたものを基金として積み上げ、その中から支出しているものでございます。

ただ、1点、平成17年にキネマの庵というレストラン、あそこを建てたときに町のほうから8,200万円の貸し付けを行っております。これにつきましては、毎年500万円の返済をいただいております、今現在、3,500万円の残高となっております。

これにつきましては、合併前のことでございまして、合併後はそういった貸し付けを行っておりませんし、貸し付けにつきましては、議員おっしゃるようにやはりこれはもう今、一般財団法人になっておりますので、民間法人、民間の会社と同じような考えでいきますと、町が貸し付けするというのは多少疑問がありますので、それは今後はやるべきではないというふうに考えますけれども、今の既存の債権につきましては、順調に返していただいておりますので、それが終了するのはあと6年になりますので、それを待ちたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 何度も言いますが、一般住民がこれはちょっとなというように給与なりなんなりを小豆島町自体がそんな裕福な給料もらえよう人そんなようけおりませんので、住民が思わぬような程度の給料なり、順当なところに落ちつけていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私から3問申し上げたいと思います。40分守りたいと思います。

1番目に、小豆島の発展、観光の強化と住民の協力についてでございます。

小豆島は観光で発展してきたと言っても過言ではないと思います。それ以前に島四国と呼ばれているお札所と漁業、醤油、佃煮、そうめん、オリーブなど、地道な産業の取り組みが基盤になっていると思います。昭和9年に瀬戸内海が国立公園に、また寒霞渓が日本3大渓谷美となり、日本を揺り動かした戦争が終わり、壺井栄作、高峰秀子さんの主演の二十四の瞳の映画が全国に広がり、小豆島も大きく発展してきました。

確かに町長がよく言われる三割自治の壁があり、小豆島町の運営も難しいと思います。現実が厳しいだけに観光客が訪れる小豆島にすべきです。

私は、大阪に住む同級生から提案があり、二十四の瞳の紙芝居に取り組むようになって6年になります。映画村を初め老人会や福祉施設などで行い、観光、紙芝居ボランティアグループ全体で紙芝居を見た人、この2月ですけど、6年間で380回、1万911人となって

います。ボランティアの協力は大きいもので、私も住民の一員として頑張っているつもりです。紙芝居をしていて、イギリスのゴードンさんに出会いました。26年でございました。校長をしていたゴードンさんは、3回目の映画村とのことで、亡くなった照木さんも中国に行ったとき、二十四の瞳を知っていると聞かれたと聞きました。

二十四の瞳は、当時から世界的だったと思います。小説の中の大石先生は、戦争や貧乏や病気など社会の理不尽さに泣くしかなく、泣きみそ先生とも言われていました。壺井栄さんが亡くなって昨年50年が過ぎ、壺井繁治、栄の獄中往復書簡集も出されました。二十四の瞳は今も広がりを持っています。

日本で行われるオリンピックの優勝者などにオリーブの枝を冠にという提案も現実味がある提案だと思います。オリーブの生産量は、小豆島以外を含め15年前に比べると、栽培面積4.5倍、生産量は6倍になって増えたと言われています。

3年に一度の瀬戸内芸術祭のその間ですけど、観光客を呼び込める提案をつくるべきです。

課題として、スカイライン線は無理だと思いますが、年中無休のロープウエーに対して、紅雲亭行きのバス便が12月11日から3月15日の間、運休することや田浦は朝7時発の次は12時20分までバスがないことは改善しなくてはなりません。地元の人の利用者がいない実態もあると思いますが、観光客用として田浦着8時半、9時半発は必要だと思います。このことにより、地元の方のバスの利用者も助かります。オリーブバスが無理ならコミュニティーバスを導入すべきだと思います。オフに来る人も観光客であり大切にすべきで、リピーターにもなると思います。

また、田浦線の田浦の映画村近くの高潮対策も遅れていて、風が強い日は観光客用の駐車場にも海の潮がかかります。平成16年の高潮からもう13年になろうとしています。私は、当時余りのすごさに旧内海町が潰れると思い、高潮被害調査に取り組みました。1年4カ月かかり、1,007枚の写真を撮り、町、県、国に要望しました。他人事と思えなかったからでございます。これがそうです。255ページあります。国に言ったときですけど、海側ばかりにお金を使うので、山の人が文句言うでしょう、一体性はというので、海側の企業、丸金醤油に山側の方が勤めていますという、わかってくれました。当時の台風16号、18号の被害は1,117件、商業、工業、その他、被害総額は12億7,430万円でした。県もアクションプログラムを発表しました。県や町の高潮対策が進んだことは感謝しています。しかし、以前、映画村付近の高潮対策が残っていると質問してからも数年過ぎていきます。平成23年9月議会、25年12月議会、そして今日でございます。観光地としての田浦の

存在は貴重だと私は思います。これ以上、先延ばししたり放置する理由はなく、早急に対処すべきで映画村も望んでいるはずです。南海トラフの地震も国から呼びかけられています。私は、先日、香川県と県小豆出張所を訪ね、映画村付近の高潮対策を要望しました。小豆島住民の一員として当然の提案だと思います、地域住民も協力してくれると思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から観光の強化と住民の協力に関しまして、公共交通と高潮対策の2つのご質問をいただきました。

まず、1点目の公共交通に関するご質問につきましては、昨年、大きな見直しを行いまして、現時点ではおおむね順調に推移しているのではないかと考えております。今後、より一層島民の皆様、観光客の皆様の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

バス路線の改善策については、担当課長から後ほど申し上げます。

2点目の映画村付近の高潮対策についての状況ですけれども、現在の護岸も築造50年経て、コンクリートも摩耗している状態です。また、風向きによっては、護岸を波が超えることも承知しております。

議員のご指摘のとおり、映画村は、年間20万人の観光客が訪れ、小豆島の重要な観光地の一つですので、高潮対策も含め老朽化した護岸の改善は必要であると考えております。平成23年の議会でご質問をいただきまして、早速管理者である県とも協議をいたしました。被災が想定される背後地の状況あるいは予算枠等の問題もありまして、現時点では対応できておりませんが、引き続き改善されるよう県のほうに要望をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

それぞれの質問の詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 私のほうから森議員ご質問の中でご指摘のありました神懸線と田浦線につきまして少し答弁をさせていただいたと思います。

神懸線のほうにつきましては、26年9月議会で森議員からの一般質問をいただきました。それ以降、26年度までは年間を通じて140便の運行でございましたが、翌27年度から3社で協議をいたしました結果、166便の体制になりまして、1日当たり便数も通常の時期は4便体制、シーズンの11月のみは6便体制となっております。これが平成28年度からは、年間197日、全てが1日6便体制となるなど、徐々にではございますが、改善はしているところでございます。

また、本路線の今日に至ります経緯につきましては、前身の小豆島バスの撤退を受けまして、名勝寒霞溪へ通じる公共のアクセスは、観光小豆島にとって守っていくべき路線であるという認識のもとに、小豆島町のほうから、生活路線を中心として引き継いだ小豆島オリーブバス株式会社の取締役会で説明をさせていただきまして、ご理解をいただいた上で、バス事業者と小豆島総合開発株式会社を含めた協議の中で、同路線の季節便として運行の維持を今日まで図ってきておることをご理解いただきたいと思います。

今後も町とバス事業者と観光関連施設の3者が一体となりまして、通年運行に向けた継続した取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、もう一点の田浦映画村線につきましては、昨年3月20日の再編以降、小豆島オリーブバスのほうで1日4便4往復のバス運行を行っておりますけれども、観光客の方々を含めた皆さんの島内の周遊性をより高めるという観点から、平成20年度からオリーブナビから二十四の瞳映画村まで片道7分だと思っておりますが、渡し船の運航も開始をしておりますので、今後、そういった選択肢も活用いただきますよう観光施設とタイアップをして、PRをしていきたいと考えております。

なお、この島内のバス路線につきましては、町長が申しあげましたように、昨年、大きな見直しを行いました。このベースは基本的に旧の小豆島バスが運行しておりました路線及び便数を承継といいますか、引き継いだものでございまして、町としては限られた財政状況の中で需要と供給のバランスを考えた上で、増便の検討をすべきものであると考えておりますので、現在のところ便数を増やすということは差し控えたいと考えているところでございます。

人口減少社会の中で、まず現在ある路線を守っていくために、地域ぐるみで利用促進に向けた応援体制を築いていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 森議員さんのご質問でございます。

高潮対策の件でございますが、まず映画村付近の海岸は、農林水産省の所管します農地海岸、香川県が管理してございまして、三角海岸というものでございます。

この農地海岸につきましては、高潮、それから津波などの災害から農地、農業を守るとともに国土の保全に資するというふうな重要な役割を担っているという位置づけでございます。

この三角海岸の護岸の延長が全体で1,450メートルございます。建設年次につきましては、不詳となっていることでございますが、香川県におきまして昭和37年に766メートルの護岸の災害復旧、記録では室戸台風で被災を受けて、その翌年に実施したというふうなことになることになってございます。大規模な改修をしてございます。その後は、護岸改修として根固めとか水たたきなどの小規模な修繕工事を実施してございます。また、当然台風後の見回り等維持管理を行っているというふう聞いてございます。

今回おっしゃられております護岸の延長が約360メートルほどございまして、先ほど町長が回答しましたとおり、築造後50年以上、相当老朽化している状況は十分認識してございます。香川県にも状況は既にご確認いただいております。改善の要望もいたしておりますが、先に申し上げましたとおり、農地海岸の目的が背後地等を守ることがまず第一義でありまして、映画村付近には農地のほうも少なく、限られた予算の中でなかなか早期の着工というのが難しいという点をご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 丸金醤油の岸壁、これは個人宅です。当時、ですから、香川県はしないといよりました。苗羽の人たちは、ほんなら丸金醤油は平成15年だったと思うんですけど、30人ぐらい首切ったんです、やっていけないと。お金がなかったと。どうすんやということになって、今、丸金ができると思うんですけど、私はこれ全体は観光の小豆島ということで問題提起をしているつもりでございます。確かに農地海岸とかなんとかいわれますけども、畑一つもないんですね、聞いたらな。ほとんどつくってないと言われてました。そうすると、観光の小豆島はどうなるんだというふうに思いますんで、その辺のところをやってほしいというふうに強く思っています。

いわゆる災害に対しては、今から言います。第3条が国の責務、第4条が都道府県の責務、第5条が市町村の責務、第7条が住民などの責務、私たちになっとんですね。ですから、批判するつもりは全然ありません。しかし、もう13年もそうとんのにまだできんというのを僕は納得できないと思うんです。第7条の解説だと思うんですけど、その地域における特有な防災問題の調査研究する必要があると、これは町だと私は思うんです。ですから、防災をここちゃんとしてくれというのは、確かに課によって違う。農地海岸になっとんやったら難しいいうんはわかりますけど、そういう意味で調べた結果としては何とかやってくれというふうには思いませんでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。



○農林水産課長（近藤伸一君） 森議員さんのおっしゃるとおり、農地以外守るということは非常に重要なこと重々認識してございますし、県のほうにも努めて、またこの重要性、映画村もあるというふうな重要性も含めて再度また要望していきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） その観光にひっかけるんじゃないですけど、田浦とか堀越の人も随分困っています。ですから、そういうことというと、観光小豆島としての前進というか、さっき言った芸術祭の3年に一度やって、人が来られるようないろんなこと、先日の新聞には観光客の外人の伸び率、これが香川県が一番だということも載ってましたんで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に進みたいと思います。

部落差別の解消の推進に関する法律についてでございます。

昨年12月16日に部落差別の解消の推進に関する法律が公布施行されました。町広報3月号12ページに、現在もなお部落差別が存在するとの認識を示した上で、相談体制の充実、また教育や啓発の実施、実態調査など、国や地方公共団体の責務について規定を設け、それぞれの役割分担を踏まえて、実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとしてしていますと載っていますが、誰も反対する理由はないと思います。

差別があることは、人間生活にとって大きな障害でございます。就職や結婚など本来自由であるべきことが部落出身だというだけで差別されるものは大問題です。オリンピックなどの水泳でテレビを見ますが、黒人の選手は見たことがありません。野球や陸上で黒人の選手の活躍はすばらしいものと思います。水泳で黒人選手がいないことがあるとしたら同じ水に入らせない差別でございます。

私、以前の議会で小豆島中学校の人権劇がすばらしいので、あのDVDを全国の中学校に送るべきだと提案しましたが、音楽の著作権を理由に断られました。新しい法律が生まれ期待していますが、人権劇のDVDを全国の学校に送ることは著作権の法律にひっかかるのでしょうか。調べてほしいです。義務教育の一環として取り組まれている人権教育、人権劇で中学生の人権劇の全国大会があってもよいのではないかと思います。差別のない社会がもうそこまで来たかと捉えるべきです。焦って申し上げているのではございません。

水平社宣言が行われた1922年、大正11年、人の世に熱あれ、人間に光あれとの宣言から95年が過ぎました。今回の部落差別の解消を目指す法律制定は意義深いと思います。

以前の議会で差別がなくなっているのという質問に対して、町は私たちが知らない差

別が今もあるんですという答弁をしていましたが、正しい捉え方だったと思います。新しいこの法律を契機にどんな取り組みを考えているのでしょうか、人権教育の強化や町民への呼びかけも必要だと思いますが。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から人権教育の強化などについてご質問いただきました。

議員がおっしゃられたように、部落差別の解消の推進に関する法律は、昨年12月16日に公布され施行されております。町民への周知も行っているところでございます。

ご質問にあった中学生の人権劇につきましても、昨年11月11日の人権集会において見せていただきました。今回の未来へつながる第一歩も結婚差別に着眼したすばらしい内容の人権劇であったと思います。このような学習成果を生徒や会場に来られた方だけでなく、より多くの方々にご覧いただくということは必要なことだろうと思います。

今後も差別のない社会、人権感覚の研ぎ澄まされた地域づくりを目指して取り組んでまいりたいと思います。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれご説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 森議員からのご質問にお答えいたします。

部落差別の解消の推進に関する法律についてでございますが、まずは法が制定されたことを町民の皆さんに知っていただくことが肝要と考えまして、1月17日に町のホームページに条文を掲載し、町広報3月号にお知らせを掲載したところです。

同法では、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、地方公共団体においては、相談体制の充実と教育や啓発を行うよう努め、部落差別の実態に係る調査を行うものとする規定されております。

部落差別解消法については、制定後の2月9日に開催いたしました小豆島町人権・同和教育指導者養成講座におきまして、参加者に対し説明を行いました。今後開催する講演会などにおいても継続して説明、啓発を行ってまいります。

次に、今後の教育、啓発への取り組みについてであります。

本町では、平成26年3月に小豆島町人権教育・啓発に関する基本計画を策定いたしまして、それを指針として啓発活動を行っており、新しくかつ正確な情報をタイミングよく提供するよう心がけております。

例えば多くの方が従来の説であります徳川幕府が被差別身分をつくったという近世政治起源説を学ばれたかと思えます。しかし、近年では、部落史の研究が進み、その結果、教

科書の記述も変わってきており、現在の小学校の教科書では、中世の京都で庭づくりや芸能などで活躍する人たちへの差別があったことを紹介しております。

詳細につきましては、広報4月号でご確認いただければと思いますが、このように史実などについても従前と異なるなど、恐らくは町民の皆さんがご存じないこともまだまだあるかと思われまます。

この法律を受けて、なお一層、そして粘り強く教育、啓発活動が続けるとともに、受講者に興味、関心、共感を呼び起こすような研修内容などを検討してまいります。もちろん人権問題は同和問題だけのことではありませんので、女性、子供、高齢者、障害者、外国人、そして性的マイノリティーの方などの差別や新たに最近問題となってきましたインターネットによる人権侵害などに対する啓発活動の取り組みが今後ますます不可欠になってくると考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 私からは、小豆島中学校の人権劇のDVDの配布についてのご質問に答弁申し上げます。

このご質問につきましては、平成27年12月議会におきまして、教育長からDVDの配布には音楽等の著作権の問題があるご答弁申し上げたところでございます。

この件につきましては、数年前になりますが、中学校において、人権劇や合唱コンクールのDVDを保護者等に配布することについて、著作権の調査を行い、断念した経緯がございます。

著作権についてですが、国内の音楽を管理する団体としてJASRACという日本音楽著作権協会がございませす。録音物、映像ソフト及び出版物については、販売や無償での配布にかかわらず、複製して配布する際には全て著作権料が発生いたします。著作権料は、国内の音楽については、JASRACにおいて、使用する媒体、使用する曲や時間及び配布数枚によって金額が決まりますし、また海外の音楽については、その音楽出版者の指し値になるとのことでございます。

このため、著作権料については、配布するDVDをもとに音楽の種類や使用時間から算出することになりますが、平成28年度において、全国の中学校数は公立、私立を合わせて1万404校ございますので、相当な金額になるとしか申し上げられません。

また、人権教育の推進に当たっては、教材としてはDVDだけでなく、多くの書籍等がございませすので、どの教材を使用するかについては、児童・生徒や地域社会の実態を配慮し、それぞれの教育委員会や学校において判断することになります。以上のことから、人

権劇のDVDを全国に配布すること及び全国の中学校で教材として使用してもらうことのハードルは非常に高いものと思います。

ただ、町内の各学校や自治会、各種団体等で使用することは可能であると思いますので、希望があれば関係機関に貸し出しを行い、人権教育の啓発につなげていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） この音楽の著作権なんですけど、教育長に教育長つくってくれんのかと。いやいやというたんですけど、もし著作権が邪魔になるんやったら、本当に悲しいところは悲しい音楽とかいうんはつくれんことはないというふうに思い、ほとんどの人がこれは難しいでと言われました。

ただ、この人権劇の中学生たちの全国大会というのは呼びかけてもいいんじゃないかと。これやって95年もたつたんですからいうに思っていますんで、よろしくお願いします。

もう一つは、この法律、国会に通ったんですけど、僕は反対する人おらん思うたんやけど、実態はどうなんでしょうか、国会の実態。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 国会のほうなんですけど、同法につきましては、2016年5月に自民、公明、民進の3党が衆議院に提出したものです。

議決の状況なんですけれども、ホームページのほうで確かめてみますと、法律案審査経過概要によりますと、第192回国会本会議議決が平成28年11月17日、議決結果は起立多数により可決となっております。また、参議院のほうなんですけれども、参議院のほう第192回国会本会議議決日が平成28年12月9日、議決結果は可決で、押しボタン式での投票総数234票、うち賛成220票、反対14票となっております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） ありがとうございます。

次に、町長の施政方針についてでございます。

幅広い施政方針を見て、質問いたします。

総括論と表現されている4ページには、この物語の主人公は、行政でなく、小豆島に住む全ての人と小豆島を愛する全ての人たちです。行うべき役割は応援することでありますとあります。7ページに出てくるぬくもり、希望ですが、確かに人と人のつながりとともに支え合うことで生まれます。一言でいえば、トップダウンでなく、ボトムアップだと思います。政治は、特にこのことが大事でございます。

今、政治の大きな課題として、人口減少、少子・高齢化が問題になっています。私は、医学の発達により、人間の寿命は長くなり高齢化していると思っています。厚生労働省によれば、全国の100歳以上の高齢者は過去最多の6万5,692人で46年間連続して増加しているようです。医療費は8年連続して過去最高だそうです。

少子化の推移、データを知りたいと思います。若い夫婦がなぜ子供を産まないのか、その原因を町長はどう思っておられるのか。何ともしようがないのか。施政方針では、人口減少を前提として社会のあり方をつくっていく必要があると書かれていますが、人口減少、少子化の原因と思える若い人が子供を産まない要因や理由を聞いた上での方針なのかお聞きします。名回答はないとも思いますが、ここはトップダウンで少子化をとめるよい方針を示してほしいのです。少子化にならずに子供が増えている地域はないのでしょうか。何事も自分の住む小豆島からよくしていくという発想は、町長の考えの延長戦だと思います。少子化を克服した町として他町などから視察に来る町にしてもらいたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員の少子化に関する質問にお答えします。

日本全体に少子化が進んで、大きな社会問題になっているところがございます。少子化の理由にはいろんなことがあると思いますが、晩婚化とか非正規雇用の増加とか、経済的に厳しい若者を取り巻くいろんな要因が重なり合っているためだと思います。

残念ながら特効薬はないのだろうと思います。地場産業が元気である、働く場所がきちんと夢のある働く場所がある、安心できる住まいがある、子育てサービスが充実しているというようなことを地道に行っていくことが大切だと思っています。地道な取り組みも本当に重要だと思いますけれども、子育ては楽しい、子育ては夢がある、島全体で子育てを応援しているといった気持ちの転換、雰囲気転換ということも必要であろうと思います。どういうことができるか、またよく考えて対応したいと思っています。

詳細は、担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、少子化の推移ですが、平成28年に内閣府が公表した少子化社会対策白書によりますと、出生数は第2次ベビーブームの昭和48年209万1千人をピークに減少の一途をたどっております。平成26年には100万3千人となっております。

15歳未満の占める人口割合で申しますと、昭和30年には33.4%だったのが、30年後の昭

和60年には21.5%、さらに30年後の平成27年には12.6%にまで減少しております。

少子化の要因は、女性の進学や社会進出、晩婚化、晩産化、未婚化の進行、さらには非正規雇用の増加など就労形態の変化に伴います若い世代の皆さんの所得の伸び悩みが考えられます。

子供が増えている地域はないのかとのご質問でございますけれども、全ての自治体を調べることはできませんでしたが、特に目立ったところにつきまして申し上げますと、東京23区のうち19区と、それから福岡市において増加が見られました。

これらの自治体に共通しておりましたのは、平成27年の国勢調査で見たんですが、15歳から64歳までの生産年齢層の人口割合が65%を超えておりました。また、人口動態調査でも出生数が死亡者数を、また転入者が転出者を上回っているという報告が載っておりました。職場があり、住まいがあり、待機児童もあるんですが、子育てのサービスがあるということが要因かと思われれます。

本町の状況を申し上げますと、生産年齢人口につきましては、49.6%でございますし、15歳未満の減少率が大きい、また未婚率が高いという状況がございます。

平成26年1月にすすく子育て応援アクションプラン作成のために住民対象にニーズ調査を行いました。結婚や将来について不安なことの一番は経済面だと回答がございました。独身女性の多くが夫だけの収入には不安があるという回答がございました。また、独身男性の多くが収入が不安なので妻には仕事をしてもらいたいという回答が多うございました。また、子供を出産して育児休業をとろうとしたが、とりにくい雰囲気がある会社にあるとの意見もございました。

出生数が大幅に増えることはなかなかないと思われれますが、すすく子育て応援アクションプランを実践することにより、今後も子供を連れて移住される方を継続的に一定数確保したり、Uターン者を徐々に増やしたり、地域の皆さんや会社が元気になって子育てを応援し、安心して子供を産んで育てることができるまちづくりに努めることで、少子化のスピードを少しでも緩めたいと考えております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 以上で終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は10時55分。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。13番浜口勇議

員。

**○13番（浜口 勇君）** 私は、小豆島に船員養成のための学校を誘致できないかということで質問をいたします。

昔から瀬戸内海を航行して、物、人が動いてきました。歴史を振り返ってみますと、戦国の世が落ちつく江戸初期まで、小豆島は加子浦として船員の供給地とされ、税を免除されていた時代もありました。そのころから、船乗りを職業として小豆島の大勢の人が働いてきました。江戸時代には千石船の船主や船乗りとして活躍し、明治時代の汽船になってからも船乗りになり、船長になる人も島内から何人かがあらわれるようになり、外国航路の船員になる人も増えてきました。私の祖父は、明治20年代にオーストラリアへ羊毛の買い付けの日本郵船の船で下級船員として勤務していたこともありました。

10年前に海洋基本法が制定され、総合海洋政策本部長には内閣総理大臣が就任しています。子供の数が減る時代になり、四面を海に囲まれた日本国、そして瀬戸内海を航行する船舶の船員の確保が困難になってきております。小豆島は、歴史的にも船員の供給地としての役割を果たしてきたこともあり、島の若者だけでなく、全国から船員を希望する若者が集い、資格を取得できる学校を誘致できれば海洋基本法の目指す趣旨にも合致すると思えます。

内海湾には、年に何度か船員養成の練習船が停泊しているのを見ることができます。台風が接近すると、内海湾にはたくさんの船が避難してきます。草壁の新しく完成する埋立地も生かせると思えます。海で活躍する船員を養成する地として、小豆島は適地であると思えます。この学校誘致について、関係機関へ働きかけを始めてはどうかと思えますが、町長のお考えはいかがでしょう。

**○議長（森口久士君）** 町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 浜口議員から小豆島に船員養成のための学校を誘致できないかのご質問をいただきました。

ご質問の中で、浜口議員から小豆島の歴史をお話をしていただきましたが、まさに小豆島は海とともに発展してきた島だと思います。先祖が海人というか、海の民であったのではないかと思いますし、その伝統は私たちも引き継いでいると思えます。瀬戸内国際芸術祭も海と島々の復権をテーマとしておりますので、海の復権ご提案のあったような船員養成の学校が実現できればいいなと思っております。

定期的に内海湾に日本丸とか銀河丸が入ってますけれども、本当に船員学校があればなと思えます。それから、今週末も飛鳥Ⅱが小豆島に来ますけれども、飛鳥の船長とか日本

丸の船長に会いますと、小豆島に来て寒霞溪に駆け上った研修とかがとても印象的に残っているとおっしゃいますので、ぜひともそういうものが実現できたらいいなと思っておりますが、一方で新しい船員学校をつくるとか、船員学校を移転するとかいう話があればと思うんですが、なかなかそれも難しいと聞いております。定期的に国土交通省の海事局長さんにジャンボフェリーのこととかありますので、お会いする機会がありますので、一度小豆島に船員学校をつくれなにかというお話はしてみたいと思います。

詳しくは、担当課長が説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 私のほうからは、将来の船員を養成する学校の現状等につきまして少し説明をさせていただいたと思います。

我が国の船員教育機関でございますが、まずは商船系の大学として東京海洋大学と神戸大学がございます。これについては、旧の東京高等商船学校、これと神戸高等商船学校から発展したものでございます。

このほかに、文科省の独立行政法人でございます国立高等専門学校機構が所管をいたします商船系の高等専門学校が全国に5校ございます。富山、鳥羽、広島、山口の大島と愛媛の弓削と5カ所ございます。

それから、国土交通省所管の独立行政法人であります海技教育機構が所管をする海技大学校というのが兵庫県の芦屋市に1校、それから海上技術短期大学校、これは岩手の宮古と静岡の清水、それから愛媛県の波方のほうに3カ所ございまして、それから海上技術学校、これ高校に相当する学校なんですけれども、小樽、千葉の館山、佐賀県の唐津、それから姉妹都市でございますが、長崎県の口之津と、これトータルで海上技術短期大学校と海上技術学校をあわせて全国に7校ございます。

平成28年度の全ての学校の入学者数でございますが、全ての学校を合わせますと944名となっております。平成27年度の卒業生のうち海上産業に就職された方は501名となっております。

浜口議員のご指摘のとおり、日本人の船員数につきましては、昭和49年の27万8千人をピークに減少が続きまして、平成26年には6万4千人まで落ち込んでございます。

国土交通省では、19年3月に船員教育のあり方に関する検討会報告を取りまとめておりまして、これによりまして、日本人船員の確保と育成の方策を示して、船員教育機関の定員の増員をしている状況でございますが、一番身近な香川県三豊市にございました粟島海員学校でございますけれども、これについては、島民の高い志で設立された学校でござい



ますが、明治30年に粟島海員補修学校として村立でスタートいたしまして、その後、時代の要請に応じて、県立、国立へと変遷しながら、日本と世界の海運を支え、海洋立国を推進したすばらしい学校であったと思います。しかしながら、これも時代とともに、交通体系が陸上交通中心へと移り変わってきた、それから採算面、コストの面から外国人船員の採用が急増した等々の理由から、昭和62年には今治市にございます波方海員学校への統合を余儀なくされております。

それで、最後になりますが、町長の答弁にもありましたが、新しい学校の誘致、非常にいいことだと思いますが、過去の歴史や統合の変遷等を振り返ってみますと、大変難しい課題かと思いますが、まずは神戸大学海事科学部の公開実習の誘致を働きかけるなど、海の復権を目指した取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） ご承知だと思いますけども、外国に行く船につきましては、外国人の船員の採用ができますけれど、国内を航行する内航海運につきましては、日本人しか作業できないというくくりがあるんです。それが法律によってなっておるようでございますので、子供たちの数が減る、こういう中であって日本人の採用しかできない国内の内航海運については、非常に人手不足で困っておるようでございます。その中で、最近、小豆島の中でも若い方の船員というのを余り耳にしなくなってきました、高齢化が進んでいるようでございます。その中で、やはり船による人と物との物流というか、今後も大事な役目を担うと思いますので、そういう学校を特に内海湾はそういう方とかそういう実技、訓練するには非常に海面はいいんじゃないかなと思いますし、そして草壁港の新しくできます広い埋立地の活用、こんなんも考えますと、非常にあのあたりにそういう養成する学校ができたなら非常にいいんじゃないかなと思っております。

そこで、町長さんは、長く中央省庁におられて、先ほどお話がありましたように国土交通省とか文科省、そういうとことの非常に交流もあろうし、人脈もあると思いますので、そういう方向でもひとつお願いできればいいのになと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） できないことと諦めずに、浜口議員の問題提起を持って、必ず海事局長にお話をしてきます。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） よろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 3番中松和彦議員。

○3番（中松和彦君） 私は、子供たちが再びふるさとを目指すにはというふうなことで質問をさせていただきます。

小豆島中央高校がもう1カ月ばかりで開校をしようとしています。平成10年を過ぎて、生をうけた子供たちがあつという間に高校生となり、そして来春からもう大学生あるいは社会人として生まれ育つたこの地から巣立っていきます。

本年度の当初予算説明書中、教育、子育ての取り組みの1ページ目中央には、ふるさを愛し、人間性豊かでたくましく未来に生きる人づくりと大きく朱書されています。まさに現実を直視した、そして誰にも納得のいく表現であろうかと思ひます。私は、特にふるさを愛しというフレーズに注目をしています。

ご承知のとおり、小豆島町の人口は減少を続け、40年、50年先には9千人程度になってしまうという試算が出されています。その前提となるものがここ数年顕著となっております移住者の存在です。現在、その定住促進のため諸施策がなされていますが、今後の動向には注視していきたいと思ひます。

ところで、毎年島外へと巣立ち、学業を終えて社会人となる若者たちへのアプローチはどうでしょうか。奨学資金制度、殊に資金返還の免除制度は、とても有効に若者たちのUターンを促すきっかけに作用するのではないかと思ひますが、この免除制度の利用実態はどの程度あるのでしょうか。

さて、町内の小・中学校あるいは幼稚園等へ視察、研修に参りますと、校区や町や島の産業や歴史、文化を積極的に教えていただいていることがよくわかります。自分たちが生まれ育つた背景には、自分の両親や祖父母、そして社会の多くの人々が存在し、その人々の並々ならぬご苦労、時には命をも賭してふるさを愛してこられた先人の努力により、今、生きている自分たちがあるのだということを教えることはとても大切なことだと思ひます。どんなに教えても過ぎるということはないでしょう。そして、子供たちには、自分の将来を考えると、ふるさとであったり、家族であったり、さまざまな人々であったり、そんなことなどもあわせて取り込める心の広さを持つてほしいと思ひます。

毎年100人を超える若者が島を後にします。この若者たちが再びふるさとを目指すためには、現在のふるさを愛する教育をさらに充実させてもらいたいと思ひますが、今後、特に新たな取り組みは考慮されているのでしょうか。

また、子供たちを指導する各先生方の姿勢も非常に大切かと思ひます。先生方の熱意が

少しでも伝われば、子供たちももっと考え始めることであるかと思います。先生方への指導も強く推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 中松議員からふるさと教育についてのご質問がございました。

具体的には、現在のふるさとを愛する教育をさらに充実させてもらいたいと考えますが、今後、特に新たな取り組みは考慮されているかということでございます。

現在のふるさと教育については、総合的な学習の時間、生活科、社会科、学校行事等において、各学校が地域の特色を生かして、自然や文化、歴史、産業などについて学ぶ機会を設けており、ある程度の成果は上げているものと思います。しかし、変えるべきところは改善する必要があると考えており、今後においても随時見直しを行い、よりよいふるさと教育の推進を目指してまいります。

例えば昔、私たちが3年生になったら島めぐりをするとか、そういう島のよさを。1年、2年ではここは絶対行くとか、そういうところをきちっと系統的につくっていききたいというふうに考えております。このあたりは、各学校の校長先生と話し合いによって、今からつくっていきます。

また、施政方針の中で、幼・保・小・中・高の一貫教育の推進については、どのような分野で一貫教育を行うか、小豆島中央高校と両町の教育委員会が一体となって取り組んでいく必要があるとあります。ふるさと教育は、一貫教育においても一つの選択肢であると考えており、この4月以降の協議の中で検討を行いたいと考えております。

次に、教職員への指導を強く推進することにつきましては、一例として、毎年4月に実施しております二十四の瞳岬の分教場研修会がございます。この研修会は、小豆島町に新規採用になった者及び始めて赴任となる幼・保・小・中・高の教員を対象に、町長の講話の後に前年度の受講者の体験談を話していただき、新しく赴任する学校での教育に生かしてもらおうとともに、教員への意欲を持っていただくことを目的に実施しております。また、学校教育研究会や学力向上講演会、特別支援教育講演会などの取り組みを通じて、教員のスキルアップに努めているところでございます。

奨学金の免除制度の利用実態については、学校教育課長から答弁をいたします。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 私からは、奨学金の免除制度の利用実態について答弁申し上げます。

利用実態につきましては、旧制度となる平成23年度までに貸し付けが終了した者は、卒

業後の追跡調査を行っておりませんでしたので、平成26年に平成18年度から平成23年度までの貸し付け修了者71人に対し追跡調査を行いました。町内在住者は27名でございました。この27名のうち、就業先の回答があった者が14人、無職が2人、回答なしが11人となっております。調査期間が6年ですので、1年平均で4人程度が町内に帰ってきていることとなります。

新制度となりました平成24年度以降につきましては、平成24年度が卒業者15人中7人、25年度が21人中4人、26年度が25人中4人、27年度が37人中10人となっており、4年間で98人の卒業者のうち25人が町内に居住し、郡内事業所に就業していることとなります。

新制度以降は、1年平均で6.25人と増加しておりますので、Uターンを促すきっかけになっているものと思いますが、先ほども申し上げましたように年度によって人数に大きなばらつきがございますことから、成果を検証するにはもう少し時間がかかるものと思います。

また、今後については、教育民生常任委員会の懸案事項にございましたが、雇用主の方に町施策の奨学金制度の目的、意義を説明し、行政、雇用主がともに島の雇用を図るよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） そういった免除制度とか、あるいはまた今、衰退しつつある産業をさらに再生し、若い人たちの働く場をつくっていくというふうな活動あるいは試みがなされつつありますけれども、やはりその前提として高校を卒業して、そして島の外へ出ていく、進学するあるいは就職する、そのときにやはり一つの選択肢として、自分の育った家庭、そこには親やあるいはおじいちゃん、おばあちゃんがいるわけですが、その要素もそういったことも自分の人生を考える上で、大きな一つの要素として、自分の心の中に存在させるようなことをひとつ教育の場でも考えていただければと思います。

といいますのが、やはり親としては、残ってほしいというふうな気持ちもありましょうけれども、子供に対しては、おまえの好きなところへ行って頑張ってこいというふうなことを一般的には子供に対しては言うんじゃないかと思います。やはりお父さん、お母さんたちの一つの考え方として、残ってこの小豆島で頑張ってくれというふうな思いを伝えられるのは、ひとつ教育の場でないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、小豆島町、いろんな職場がございますが、町役場の所管するいろんな施設、このあたりでも高校を卒業して、そして外へ出るのではなく、高校を卒業して採用するという

ふうなことに關しては、現在どうなんでしょうか。お考えをちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（森口久士君） 松尾副町長。

○副町長（松尾俊男君） 今、ご質問にございました町内役場が所管する施設というのは、オリーブ公園とかふるさと村を指してることかと思いますが、それでご答弁。

（3番中松和彦君「全体です」と呼ぶ）

全体ですか。オリーブ公園、ふるさと村に限ってまず申し上げますと、業績を見ながらということはあるんですが、地元採用を進めております。臨職の採用が多かったわけなんですが、できるだけ正規雇用ということで採用して、地元へ帰ってきていただいている方が相当数に上っておりますので、今後も経営状況を見ながら継続していきたいと思っております。

全体的なことにつきましては、いろんな産業支援などを行う中で、雇用の促進を図っておりますが、今後とも継続して続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 高校を卒業して、そして大学へ進学してという一つのモデル的な一つのルートのようなものがあるように思いますが、さりとてそうしたからといって、本当にそれがその本人の方にとってよかった結果なのかどうかというのはまた別物かと思っておりますので、島での就職の一つの選択肢いうものも町のほうからひとつモデル的に示していただければというふうに思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森口久士君） 6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） 2点の質問でよろしく申し上げます。

初めに、障害者支援についてですが、障害者のある方のための宿泊施設は、現在、池田の二生地区にあります。ひまわり福祉会が経営しているグループホームソレイユです。その施設開所前の説明会では、不安を感じる方もいろいろありまして、たくさんの意見が出ましたが、運営側の熱意と地元の方々のご理解を得て、平成26年7月に開設となっております。当初心配をしていたようなこともなく、職員と利用者の方が一緒になって、自治会の行事に参加したり、掃除の手伝い等もしてくれてるようです。

今、小豆島町は、人口の約42.1%が高齢者となっております。一人一人が健康寿命を延ばす努力もしてるし、さまざまな取り組みをしておりますが、高齢者の方の施設を望む声は大きくて、それを受けて、この一、二年で高齢者施設は次々と開設されています。予定

のところもあります。

それに加えて、障害者の方の施設というか、全然進んでおりません。このグループホームソレイユは、開設するとき、ここがまず1カ所目となって、この受け入れが成功すれば、ほかの地域も安心して受け入れてくれるだろうと、そういう話をしたことを今でも覚えております。

町長の施政方針の中で、障害者支援施設設置に向けた検討を含めた障害者福祉の具体化を土庄町と連携しながら進めていきたい考えを述べられております。この障害者支援施設とはどのような施設のことでしょうか。今後、庁舎の移転とか、また小学校統合などの公共施設の跡地を活用するような予定はあるのでしょうか、お考えをお聞きいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員より障害者支援についてご質問をいただきました。

ご質問のとおり、平成26年にグループホームが新設されるに当たっては、地域住民の方からの不安の声もありましたけれども、現在は二面自治会のご理解はもとより、指定管理者であるひまわり福祉会のご努力もあり、健全な運営のもと地域に根差した施設になっています。

施政方針で述べましたように、障害のある人もない人も充実して暮らせるぬくもりと希望の島づくりの実現に向けた取り組みを進めていこうと思っております。現状は、障害者の暮らしを支える社会資源が島内には非常に不足していると思います。二面地区のグループホームは最初の一步にすぎません。

現在、香川県教育委員会が特別支援学校を小豆島にも設置するという方針で取り組みが始まっておりますので、教育の場ができれば、当然暮らしの場、働く場といったものが必要になると思っておりますので、香川県教育委員会の特別支援学校の設置にあわせて、障害者の暮らしの場、働く場となるような総合的な支援施設をぜひとも整備したいと考えています。教育環境が整っても卒業後の安心した暮らしがなければ、また島外に行かざるを得ないということになりますので、暮らしの場、働く場を小豆島につくりたいと思っております。具体的にどういうものをつくるか、さまざまな機能を持つ施設ということになると思いますけれども、土庄町と連携しながら整備をしていきたいと思っております。

小学校統合などの公共施設の跡地についても、いろんな可能性があると思います。障害者の活動の場とすることも一つの選択肢だと思いますので、いろんなご意見を寄せていただければと思っております。

担当課長から答弁を詳しくいたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

二面地区にありますグループホームソレイユですが、平成26年度に設置してから平成30年度まで町が社会福祉法人ひまわり福祉会に指定管理委託をしております。現在も入居定員5名の満室利用が継続しておりまして、短期入所においても高稼働率での利用が続いております。また、議員のおっしゃるとおり、利用者や職員は自治会の行事などにも参加し、地元住民とも良好な関係がございます。

町内の居住施設は、知的障害者施設ソレイユのほか、精神障害者グループホームが1カ所のみととても充足できている状況ではありません。このことから、暮らしの場の整備は特に重要となってまいります。

ご質問の障害者支援施設とは、重度の障害者が入所し、夜間に入浴や排せつなどの日常生活上の支援を受けるとともに、昼間に夜間と同様の支援のほか、レクリエーションや創作活動、自立のための訓練など多様な支援が受けられる施設であります。グループホームは日中は外で過ごすことが基本であるのに対し、障害者支援施設は障害支援区分の認定を受けて入所し、その施設内で日中活動サービスが受けられるものでございます。

現在は、障害のあるお子さんや重い障害の方が施設に入ることを希望されておりましたが、島内に入所可能な施設がないため、島を離れなければならない状況にあります。島外の支援学校を卒業したお子さんの中には、島に帰ってこれないケースも出てまいります。このようなことから、島内に支援施設を新たに整備し、障害をお持ちの方が子供のときから大人になっても安心した生活を送れる場を土庄町と一緒に、これからつくってまいります。

公共施設の跡地利用につきましても、先ほど町長が申しましたように特別支援学校の設置場所との関係もありますので、その動向も見ながら、今後、これも土庄町と一緒に検討してまいります。

障害者支援施設の設置に当たっては、単なる入所施設だけではなく、障害者が生き生きと暮らせる地域と密着したものとし、多機能を有する地域生活支援拠点となるものを目指し、障害福祉の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 重度障害者の方とか、この知的障害の方のこのソレイユみたいなのは今のところ予定。知的障害のグループホームソレイユのようなのは、あそこが第1号

なんですけれども、次っていうのは予定とか、そういうなんはないんでしょうか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） ソレイユを運営しているひまわりのほうにお聞きした経緯をいいますと、土庄町で1カ所設置に向けて動いておりましたが、今のところ地権者の関係もありまして、話がストップしているようでございます。

ただ、今回の今後、検討してまいる中には、障害者支援施設とグループホームの設置も含めて検討してまいることにしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 今のところできる前も土庄町でいろいろ探したらしいんですけれども、土庄町のほうでは、いろんところで地域住民の反対があったということを伺っております。それで、小豆島町のほうに開設できたってことですごく喜んでおられましたので、土庄町がだめであれば、次のところも小豆島町のところにもというふうにぜひやっぱり高齢化率がこれだけ増えると、やっぱり障害を持っている方のお父さん、お母さんも同じように年をとっていつてますので、できるだけ早い時期で建設をしていただけたらと思います。

それと、今は、小豆島での特別支援学級の設置がこれから検討されていくんですけれども、これも本当にもう何年も前から私もちょっと聞いたことがあったんですけど、小豆島にあつたらいいなっていう話はいろんところでお聞きしてたんですけれども、それが不可能だと思ってましたけども、こうして可能になっていったということは続けていけるといいますので、ぜひ早急に高齢の方の両親の安心のためにも早急な建設というんか、お願いしたいと思います。

次は、健康づくりについてお伺いをします。

健康づくりの取り組みについてですけれども、昨年12月1日の議員研修で健康づくり日本一を目指してというスローガンを掲げて、自身の健康づくりから町民の健康づくり、地域づくりへと発展させている長野県の箕輪町に行つてまいりまして、ここが幼児から全部してるんですけれども、中高年を対象に平成17年度から実施しているみのわ健康アカデミー事業という取り組みを学んでまいりました。

ここでは、各曜日ごとに12名で編成をして1年間を通して、月に1回ですけれども、メンバーで活躍しています。その内容としては、検査、測定、トレーニング、健康づくり食事習慣を学習して、個人の健康のレベルアップを図っており、このグループで行うことでコミュニケーションアップ力もできて、大きな効果を上げているというふうに聞いてきて



おります。この1年間すると、やっぱり連帯感ができるのですごくいいっていうお話があります。

小豆島町でも、今回の中でオリーブを用いた健康長寿の島づくり事業、これもずっと24年度からしてるんですけども、今回もいろいろサンオリーブの機械、トレーニングに使ったりとかいうふうには、今回もまた始めていくというふうにされてますけれども、これにもう一つ続けて小豆島町の健康チェックは、今、実施してます各公民館でいろいろしてます、そのオリーブケアシステム。運動のほうは新しくサンオリーブのトレーニング機器を利用して、お食事のほうはオリーブを使った料理を組み合わせた小豆島町版の健康アカデミー事業を開始してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員から健康づくりに関する質問を受けました。

施政方針でも述べましたが、健康づくりは、一人一人の幸せにつながるだけでなく、町全体の幸せにつながるものであると思います。誰もが健康で地域社会で活躍することで医療費とか介護費の抑制にもつながってまいります。

平成28年度から小豆島中央病院を拠点とした地域包括ケアの中で、関係機関が一体となって、健康づくりに取り組んでいるところでございます。オリーブを生かした健康長寿の島づくりにも取り組んでいるところでございます。

ご提案いただきました小豆島町版の健康アカデミーにつきましては、とてもいい提案だと思しますので、取り組みの内容と健康効果を検証しながらぜひ実現をしていきたいと考えております。

具体的な取り組みは、担当課長より説明をさせます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） ご提案いただきました健康アカデミー事業とは、箕輪町では大学と協働し、運動とコミュニケーション理論を活用しながら、学習、運動トレーニング、検査等を行っているそうです。実施後は、体力や運動機能の向上、食生活の改善や血液検査の良好化などの生活習慣病予防への効果が見られたと聞いております。

本町では、現在、健康づくり事業として、先ほど議員さんも申しましたように全町民を対象としたはつらつ運動教室やK's キッチンなどの事業を毎月開催し、健康増進や食育推進に努めております。

さらに29年度は、新しい健康ポイント制度を導入する予定にしております。この制度は、健康づくりの動機づけや健康に対する意識の向上並びに健康の保持増進を図り、健康

的な生活習慣の定着及び医療費の抑制につなげることを目的とするものです。

また、新年度には、小豆島町オリジナルの健康事業の実施に向けて、先進地の視察を行う予定にしております。議員さんの申しますようにアカデミーを開校する際には、町長が申しましたように内容、方法等の検討を重ね、生活習慣病改善により効果の高いものを目指したいと考えております。健康づくり施策として、小豆島町にこころプラン21の計画に基づき、誰もが参加できる健康づくりスタイルを確立してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） これから実施されるオリーブ掛ける運動イコール健康プログラムっていうのがあるんですけども、それは募集人数が20人程度、実施期間が3カ月っていうふうになってまして、週1回のトレーニングとかいうふうになってますが、トレーニンググループで20人っていうのは、なかなか一遍にはトレーニングは厳しいんじゃないかと思えます。それと、期間はやっぱり3カ月、1週間に1回だと本当に年齢もいろいろ若い方だと1週間に1回は大丈夫なんでしょうけども、なかなか1週間に1回行けない方もあったり、それが期間が3カ月ですと、行けない期間、月に4回ですけども、行けないというのが半分行けたらいいかなっていう、いろんな用事があったりとか、そういうふうなんかがあるんじゃないかと思うんですけど、もう少し期間をこれから検討されるのであればやっぱりもう少し長い期間で箕輪のような少ない人数でそのグループグループで1年間なら通していくと、連帯感で事業1年間が終わった後でもそれぞれが独自でグループをつくって、また始めてるといふような効果があるっていわれてますので、それはそのとおりでなと思っておりますので、そのところを考慮していただきたいなと思えます。

それと、このオリーブプログラムの中の詳しくはまた出るんでしょうけれども、時間とかいうのがもう少し詳しく、これいつ昼するのか夜するのかっていうのはどうかなと思いましたが、お願いします。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（丸本 秀君） オリーブ掛ける運動イコール健康プログラムにつきましては、オリーブ課の所管でございます。例えば週1回の運動、それからオリーブを使った食事と運動で相乗効果を期待して、健康につなげていこうとする新規事業でございますが、回数等につきましては、専門の健康運動指導士と相談をして、例えば特定健診でひっかかった方あるいはメタボ傾向にある方、そうした人選20名につきましては、健康部局と相談をしながら、これからご議決をいただければ取り組んでいきたいと考えております。

が、回数とか時間につきましても通常お勤めの方は昼間無理であろうと思いますので、基本は5時以降を考えておりますけども、またお仕事をされている年齢層の方をたちまちは中心に考えております。といいますのは、高齢の方は、介護予防教室あるいは温浴教室で既に運用しているものがありまして、それはそれで一定以上の効果は上げていると思いますので、具体的な取り組み方については、健康部局と十分相談しながらやっていきたいと思っています。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） オリーブトレーニングを宣伝するんじゃないんですけれども、今、サンオリーブ、私も何回か行って見ました。新しい機械が入っているしということで、どういう機械が入ってるのかと思って見に行ったんですけど、基本的にインストラクターの方が秋山さんおいでまして、いろいろ説明していただきまして、すごくいいなって思ったので、ぜひ皆さん行かれた方、この中にどれぐらいいるかわかりませんが、インボディーという自分の体をそのまま体重計みたいところに乗ると、筋肉とか上半身のバランスとか、いろんなんが一遍に今日、ちょっとこれ自分ので人に余り見せられないんですけれども、持ってきたんですけれども、それに行って、本当にすごくいいなって、これ200円でしたけれども、本当にこれだけで来てる方もいるそうです。これだけ払うだけで、あとは自分で1カ月なり、1カ月運動をして、また1カ月後にこれグラフになるようにしているので、自分の体の様子がよくわかるっていう機械が入ってました。こういうことは、なかなか町民の方、新しくなりましたよというだけで、町民の方はほとんど知らないんじゃないかと思っていますので、このことももっと周知をして、皆さんに利用していただいて、健康になっていただくっていうふうなほうにもっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（森口久士君） 9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は、施策の改正方法について、町長のお考えを聞きたいと思います。

以前に奨学金制度の改正等の一般質問をしてから十分に時間はあったものと考えます。今回、奨学金制度の条例改正が提案されていますが、改正案作成時においてどのような過程で作成されたのか伺います。

施策の作成時において、パブリックコメントをとるということは常識的になってきていると考えます。そうすることで、行政運営に住民の参画が図れると考えられるからだと思います。小さな自治体であるからこそ住民と行政の垣根をできるだけ低くする必要性があ

ると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から施策の改正方法についてご質問いただきました。

小さな自治体であるからこそ住民と行政の垣根をできるだけ低くする必要があるのではないかというご意見については、全く同感でございます。

そのため、これまでも可能な限り住民の皆さんに参加していただけるよう、会議は公開を原則に進めているところであります。また、縦割りでなく横割りということで、組織が一体となり柔軟に対応できるよう、関係課の参加を広く求めているところでございます。

施策の決定に当たっては、委員の皆様には十分議論をしていただいた上で、決定をすることを心がけているところでございます。今後の施策の決定に当たり、議員の皆様のご意見も伺いながら必要な施策、必要な場合には、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

詳細は、担当部長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 安井議員さんのご質問に補足説明をさせていただきます。

パブリックコメントにつきましては、平成5年に行政が行う処分、行政指導、届け出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しまして、行政手続法が制定されました。

この法律が平成18年に一部改正されまして、命令等を定めようとするときは、それを定める前に公示し、意見の提出先及び一定の意見の提出期間を定めて、広く一般に意見を求めることが定められました。法律の中では、意見公募手続と称されておりますが、一般的にパブリックコメントと呼ばれております。

国におきましては、これに基づきまして、政令や省令等に対するパブリックコメントを行っているのが現状でございます。しかしながら、この法律の中で、地方公共団体には、このパブリックコメントが適用されないというふうになってございます。一方で、この法律の中、行政手続法の第46条で努力規定が設けられておりまして、条例や要綱をつくってパブリックコメントをしている地方公共団体も多く見られるところでございます。

本町におきましても、安井議員さんが言われる町の施策に対する住民参加の面からは、このパブリックコメントが非常に有効であると考えております。これまでも生活排水処理の方針、健康増進計画にこにこプラン21、すくすく子育て応援アクションプラン、直近では教育大綱のそれぞれの案につきましては、パブリックコメントを実施してございます。

町長が申しあげましたように、重要な施策、計画につきましては、パブリックコメントを実施をいたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 奨学金制度の改正案作成時についてのご質問に答弁申し上げます。

昨年6月議会におきまして、安井議員のご質問に対し、貸付要件、貸付金額及び返還猶予要件などについては、財政部局である企画財政課を含めて検討を行うこととし、どのような見直しが必要かについて、11月までに結論を出したいと答弁をいたしました。

その後、7月以降、健康づくり福祉課と学校教育課において、検討協議を進め、10月に2つの奨学金制度の改正案を作成いたしました。

この改正案について、企画財政課、副町長、町長と段階的に協議を重ねながら、12月20日に最終案を取りまとめましたので、12月27日開催の教育民生常任委員会において、条例改正案のご説明を申しあげました。この教育民生常任委員会でのご意見を受けて、返還免除期間に緩和期間を設けるなどの一部修正を行い、2月8日に最終決裁を受け、2月20日開催の教育民生常任委員会においてご説明し、ご意見をお伺いしました。

以上のように、今回の奨学金制度の改正につきましては、2回の教育民生常任委員会において、町民の代表である議員の皆様のご意見をお伺いし、本会議に上程したところでございます。また、教育民生常任委員会において、懸案事項としてご指摘をいただいた点につきましては、今後、適切に対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 私が奨学金の質問したんは、その前にもやったことがあると思う。そのときにもそういう見直しを考えていくというふうなことだったと思います。

今、町のほうの各種団体の中で、あいいく会とかそれぞれの学校関係とか、そういう部分の会があります。そういう部分で、これから子育てのほうに関係している人の意見を聞くというの必要ではないかなと思ってます。せつかくあるそういう団体ですから、その団体を生かすことにおいて、町の行政のほうに自分たちも参画しているような考えが生まれてくると思いますので、そういうことはやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 今、ご指摘がありましたように、あいいく会という例がございましたけれども、学校教育課の場合、PTA連絡協議会であるとか、そういう組織等を

通じてできるだけ広くご意見をお伺いしたいと思います。また、案件等によりまして、もっと幅広いところでのご意見が必要な場合は、それについても今後検討してまいりたいと思います。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 最近、議員のなり手がおらんというふうな話も聞きます。そういう中で、自分たちがそういうところで行政の施策の中で自分たちの考えが活かしていけるというふうになれば、やりがいがある辺で生まれてくると思いますので、そういうな部分で住民の意見をできるだけ吸い上げて町の施策というふうなことでやっていただきたいと思います。

また、そういうなことで、住民の参画をいただけることで、町がやっている施策、実際に住民のほうに知らせるといふふうな、なかなか町の行政としていいことやってもなかなか住民の方に理解されていない部分が多いと思う。特に先ほど前回、教育民生で指摘した雇用対策において、奨学金の制度がその部分で考えられているというふうなことを企業主のほうに伝わっていないというふうな事例が会の中でありましたので、その辺は非常に考えていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は13時。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは、水道事業の広域化について質問したいと思います。

平成30年4月から広域水道事業の業務を開始しようと、香川県では、小豆島町も含む16市町と県で香川県広域水道事業体設立準備協議会を立ち上げて、協議を進めていると思いますが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

現在、吉田ダムがある吉田地区では、家庭に水道メーターがついていなく、水道の使用量にかかわらず月額千円程度の料金です。広域水道事業が始まれば料金が上がることは必至です。他の地区でも水道料金や運営の仕方が異なるため住民の理解が必要だと思います。例えば工事が必要になったときの工事費用はどこが負担するのか。水道管が破裂するなどの修理が必要になったらすぐに対応できるのか。災害やテロが起こったときにどこが責任を持つのか。住民から不安の声を耳にします。水道のサービス内容、料金、責任、現職員の継続の有無など、各地区の住民に説明し、理解を得られているのでしょうか。小豆

島町はどのような考えを持ち、どのような進捗状況になっているのかをお尋ねします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員から水道広域化についての質問がありました。

水道の広域化につきましては、30年4月を目標にするということで、現在、香川県知事、関係市町で構成する設立準備協議会が行われているところでございます。

本年度は2回開かれまして、例えば企業団の組織体制、県下5つのブロックに分けてそのブロックごとに集約していくこと、10年間の更新計画の事業費などについて協議をいたしました。詳しい進捗状況含めて詳細は、担当課長に説明させますけれども、香川県知事はこの協議会の場におきまして、平成30年4月から県下の水道事業を統合することを明らかにしております。

中・長期的に見て、水道の広域化は正しい選択というか、必要な選択だと思っております。しかし、議会でも何度かお話ししましたように、質問にもありました災害時とかテロ行為、渇水などの危機管理におきまして、現在は町長の責任と権限で対応しておりますけれども、広域化された企業団になった場合、その責任と権限がどうなるかという課題があります。今通常国会に厚生労働省のほうで水道の広域化などに対応する水道法の改正案が提出されることになっております。協議会の場におきまして、私のほうからも必要な水道法の改正手当てをしてくれるよう知事に申し入れをしております、何らかの改正が今国会に提出される水道法においてなされると聞いております。いずれにしても、今よりも水道事業のサービスがよくなることあるいは緊急時などの対応に不備がないことが水道広域化の大前提だと思っております。町民の皆様にも今後ともよく説明し、理解を得た上で、広域化に対応していきたいと思っております。

詳細は、担当課長から説明をさせます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 町長が申したとおり、知事、市町長で構成する協議会が昨年5月と11月に開催されました。

その協議内容につきましては、企業団の組織体制として、企業団本部は7課1室体制とし、高松市危機管理センターに置くこと、平成30年4月に各市町に企業団事務所を置き、2年後の平成32年度に5つのブロック統括センターに業務を集約すること、執行機関として企業団を統括する企業長、副企業長などを置き、設立時の企業長、副企業長は構成団体の首長から選んでいくことなどです。

また、施設の整備計画では、老朽管等の更新を計画的に進めるため、業務開始後10年間

の区分経理期間、その期間で県下全体で総額1千億円強の経年施設更新事業を行うこと、水源の一元管理などを目的に浄水場の機能強化や送水管整備などを行う広域水道施設整備事業に総額230億円余りを充てることなどです。

小豆ブロックにおいては、肥土山浄水場及び中山浄水場への送水管工事を広域水道施設整備事業として実施し、中山浄水場を廃止して、肥土山浄水場から池田地区に給水する計画になっております。

次に、水道料金について説明いたします。

簡易水道事業を上水道事業へ統合する上程案では、当浜、福田、吉田、中山の4地区の水道料金を現行料金のまま上水道に移行します。現行の水道料金には各地区それぞれ理由があるかと思いますが、簡易水道事業は財政基盤が脆弱であるため、施設の更新事業が遅れていることも事実です。上水道事業に移行することで更新事業を行い、安全・安心な上水の供給を行っていきます。このためにも、地区住民の皆様のご理解が得られるよう説明し、できるだけ早い時期に上水道料金へ統一することを目指したいと思っております。あくまでも広域水道事業となるから値上げすることではないことをご理解いただきたいと存じます。

一方、上水道料金につきましては、広域水道事業が始まれば水道料金が上がるかどうかといえば、平成28年度当初の試算では上水道料金は上がる試算にはなっておりません。しかし、協議会では、現在、直近のデータをもとに試算を再度行っておりますので、その結果を持って説明を行いたいと思っております。

次に、工事費用につきましては、水道事業は独立採算で行っており、企業団になったとしても同じことが言えます。つまり水道料金による収益により賄うこととなります。企業団に移行した場合、施設の集約を行い、国からの補助金を活用して経年施設の更新事業を行う計画となっております。

また、広域化することで住民サービスの低下が起こることはあってはならないと思えます。協議会での担当課長会で、その問題について住民サービスの低下が起こらないような仕組みづくりを申し入れております。

また、職員については、現在のところ、企業団設立時に市町から派遣する体制でスタートし、その後、身分移管及び企業団での採用に持っていくと聞いております。

いずれにしましても、10年間の区分経理期間における財政シミュレーションが出ておりませんので、これが示された段階で議員の皆様にご説明を行いたいと思っております。あわせて、住民の皆様にも十分な情報提供を行っていきたいと思っております。



○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 本当にこれ長期的に考えれば必要なことなんだとは理解しています。やはり住民の方が一番関心を持っているということは料金のことやと思うんですね。だから、そこを10年間をまず区分経理で行うということなんですけども、その10年間である程度県の基準まで上げていくんだろうと思いますけども、特に僕思うのは吉田が月額千円程度だと思うんです。それがどういう段階でこう上げていくのか。吉田の方の意見を聞きますと、もう10年間そのままでもいいじゃないかという方もいらっしゃるし、その料金が上がるのであれば、そういったサービスの向上という、理由づけっていうのも一つはあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 坂口議員のおっしゃることごもっともでして、今の現行の水道料金、各簡易水道で違っております。この違っておりますことも先ほど説明したように、それぞれ理由があろうかと思っております。今から今後、上水道へ統合した後に水道料金の話も各地区説明させていただかないとならないと思っております。現行の水道の施設、水道管、浄水施設それぞれ老朽化している部分ありまして、それが何ら変わらない状態で水道料金だけが上がるんかということに対しては、なかなかご理解が得られないと思っております。ですので、先ほど言いましたように上水道事業に統合することで、そういう経年施設についても更新事業を行って行って、それで水道料金が統一されるように上水道料金になるようにご理解が得られるように説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど10年間の区分経理の話が出ました。10年間の区分経理の中で、県が水道料金を合わせていくという話をされましたが、10年間の区分経理においては、各水道事業体で料金を決めていくということになっております。収益に対して支出を行っていくと。10年間については、各事業体での区分で行っていくというふうになっておりますので、今現在、小豆島町の水道料金、県下でも高い位置にあります。先ほど説明しましたように、今まで昨年行ったシミュレーションでは、料金を上げるという話は、上水道料金ですが、上げることにはなっておりません。しかし、先ほど言いましたように、4月以降になると思うんですが、再度財政シミュレーションを行った結果を持って、説明をさせてほしいお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） この前、福田の岡地区でその説明会が行われたと思います。福田の簡易水道、もう一つ浜と尾崎地区の説明会がまだやっていないと思うんですけども、そ

ことを僕はお願いしたいんですけども、ちゃんと住民に説明していただきたいんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 岡地区については、地元説明会を行いました。

浜、尾崎地区につきましては、平成26年に一般社団法人の組合から町のほうへ編入したときに、28年度末をもって上水道へ簡易水道は移行する方向で計画でありますということをご説明しております。もう一つ言いますと、上水道料金を合わせていくという話も行っております。当時、今の岡地区よりも安い水道料金でございました。そのときに当時の役員さんと話した内容については、段階的に上げていくことはできないかという話でございました。ですので、平成26年のときに岡地区の水道料金、今の上水道料金より1割程度安いんですが、そちらに合わせると。その当時の上水道料金に移行するという話も上水道に統合するときに上水道料金に合わせるといことで了解した形で、町のほうへ編入をした経緯がございます。当時の組合長に相談はさせていただきました。

周知の方法について、水道課としては、議決をいただいた後に広報等で簡水を上水に統合しましたという周知を行いますという話で一応組合長には理解いただきました。しかし、水道課としては、住民の皆さんに対して説明責任はあろうかと思っておりますので、そういうご要望があれば行いたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 私、その話よく耳にするんですけども、その26年に編入するときの話にやはり住民の方はまだ納得できてない方も多くいらっしゃると思います。ですから、当時の役員さんもそうですけども、ぜひ一緒に住民の方に説明していただきたい。これはもう本当にお願ひしたいと思います。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 行いたいと思います。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 以上で終わります。

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） それでは、私のほうから質問させていただきます。

まず最初に、皆さんに配付されてる中で文章が題名は島は一つの考えとなっておりますけど、内容が島一つというところが2カ所ほどとなっております。現行は、島は一つなんで、そのあたりを訂正いただけたらと思います。

島は一つの考えはということで質問させていただきます。

平成29年度の施政方針には、島は一つ、合併という言葉は一言も見受けられませんでした。今から3年前、平成26年3月の議会で町長は土庄町との合併に関して、再選されれば次の4年間のうちにどうするかという自分の考えも整理し、行動を起こしたいと答弁されております。しかし、この3年間で新病院、また公共交通等多くの施策で土庄町と小豆島町が一緒になり進めてきた事実があります。

今後、まだまだこの4月から開校する新高校の両町からの支援、また小豆島全体の医療圏の地域包括ケア、先ほども質問が出ました県下の水道事業の広域化など、これは小豆島町と土庄町の2町が両輪となって、小豆島の考え方、やり方、生き方を進めていく上では、本当に施策として数多くのもので考えられます。

現状、町長のいろんなところのご挨拶の中でも島は一つという言葉が結構聞こえてきておりますが、合併という話はなかなか言葉が出てこないような気もいたしますが、現時点での町長の考え方はいかがでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から島は一つあるいは合併についての私の考えについて質問がありました。

島は一つということについては、小豆島の人口が減少する中、避けて通ることができないテーマだと思っています。島は一つという観点に立って、施策を考えたり対応しなければ、島全体の力が失われていくと思っています。また、逆に島は一つという視点から施策を考えていけば、小豆島の魅力を守ることができ、磨くことができ、新しい可能性もつくることができると思います。

具体例を幾つか申し上げますと、大川議員からも質問の中で取り上げていただきましたけれども、小豆島の地域医療を守るという観点からは、島は一つという観点でしか施策はあり得ないと思います。その観点から、土庄中央病院と内海病院を統合して、新しい小豆島中央病院という形で小豆島の地域医療を守る体制ができたことはとてもよかったと思います。

それから、去年の瀬戸芸、そして新病院の開設にあわせまして、島の公共バスについて、島は一つという観点から、島内どこに移動しても300円以内で移動、交流できるようにするというオーリーブスの全面的な見直しについても合意ができましたけれども、交通という観点も島は一つという視点でなければ小豆島の今後はないと思っています。

また、新しく小豆島中央高校がこの4月に開校しますけれども、島の教育という観点に

ついても島は一つという観点で考えなければ、小豆島の教育はよくなるというか、いいものにできないと思います。

4月から中央高校がオープンしますけれども、これにあわせて小学校、中学校、高校という小豆島全体の一貫教育を考える上で、これまでのように小豆島町の教育委員会、土庄町の教育委員会がばらばらに対応してたのでは、島の教育のレベルアップは図れないと思っています。4月以降、島は一つという観点で教育についても、小豆島町の教育委員会と土庄町の教育委員会、それから小豆島中央高校の校長先生が入った組織で小豆島全体の教育のあり方を考えてほしいと思っています。内海地区の小学校の統合をすることを考えてますが、これも島全体の教育体系の統一性、一貫性を考えたときに、そうすることが必要だという観点で進めたものでございます。

そのほか、観光についても、島は一つという観点で取り組まなければ、小豆島の魅力を発信できないと思っています。

環境問題の最終処分場、当面は2町でそれぞれ別の最終処分場を整備するという方向で進んでいますけれども、環境問題についても、最終処分場は最終的には島は一つという観点で整備していくことが必要ですし、焼却処理施設あるいは中間処理という観点でも、小豆島は一つという観点で進めていかなければいけないと思っています。

地域包括ケア、医療が小豆島中央病院、一つになりましたけれども、地域包括ケアという高齢者福祉といった問題も小豆島全体でどうあるべきかを考えるときになっています。

また、けさ質問がありました障害者福祉施設についても、島全体でどうするかということも議論して、結論を得なければいけないものだと思います。

以上のように、小豆島町、土庄町という観点で、別々に企画し立案するという施策は実はもう限られてまして、ほとんどの施策を小豆島町、土庄町の枠組みを越えて、両町で今後、小豆島全体でどうするかということも議論し、結論を得なければいけないということだと思っています。

小豆島町と土庄町の合併をどうするかという問題と、島は一つで施策を取り組むという、とても深い関係でありまして、現時点では私のやっていることは、施策について、島は一つという観点から、土庄町と十分に協議し、話し合いし、統一した施策を実行するというのを積み重ねる中で、時期が来れば、柿が熟せば自然に落ちるように気がついたときには、小豆島町、土庄町という壁がなくなって、一緒になろうということをイメージしております。このように具体的な施策の立案、実行に当たって、両町でともに議論しながら、自主的に島は一つということを目指すほうが先なのか、まず両町が合併した上で島

は一つの施策を立案するか、2つの考え方があると思いますが、現時点で私は前者の立場に立っていますが、これは島民の皆様の方々の考え方一つでありまして、同時にやってもいいことだと思っておりますが、いずれにしてももう既に島は一つ、自主的に小豆島町と土庄町の壁は、一部の問題を除いてはほとんどなくなっているのではないかと考えています。議員各位のそれぞれのご意見もぜひ聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 現時点での町長の考えはそうですが、合併に関して土庄町長との話は、この3年間はあったのかどうかはいかがですか。土庄町のほうの考え方はどういう考え方か、町長はお知りになっておるかどうか、そのあたり。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） いろんなところで2人は一緒になってますが、統合を目指しているという点では、意見は一致していると思いますが、具体的にアクションとして統合の事務をいつごろするかというところまでの議論はしておりません。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 蒸しかえすようですけど、3年前、町長は次の4年間のうちにどうするか、自分の考えを整理し、行動を起こしたいというふうに言われております。今の答弁では、具体的には合併について土庄町と話してないという、我々議員が発信するものかどうか、要は島民が発信することかなど。それはどこが先に発信するのか問題が出てくると思いますが、我々も今の現状ではなかなか11年前に合併できなかったことが要因となり、いろんなしごらみがあるんじゃないかなと思います。島は一つといういろいろな施策に向かっていくわけですけど、どちらも当然裕福な財政ではありませんので、これ今、病院にしても、いろんなことに関して島は一つでやっておりますが、どちらかの自治体ももしものときがありますと、片一方の自治体のほうに当然かかってきますので、できるだけ合併を進めるんじゃないですけど、もう時がたてば、こういうふうな考え方よりは何かのアクションを我々議員が起こすべきか、行政、執行部のほうが町長のほうが起こすべきかは難しい問題かと思いますが、早急に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2問目に参ります。

皆さんもいろいろな新聞等、報道等で今年になってふるさと納税のことが取り沙汰されております。2月15日、四国新聞や各新聞が取り扱いましたが、高市総務大臣がふるさと納税返戻品の是正の再検討というふうなことで報道されました。

小豆島町は、平成27年度返戻品の拡充等で1億円を超える寄付が寄せられました。県下の自治体の中で2番目の高額であったと思います。しかし、全国的には返戻品競争が過熱し、新たな格差を生んでいるのではないかというふうな指摘もあります。町として、ふるさと納税の本来の趣旨と現状をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

たまたま本日付の日本農業新聞にも題名が赤字ずしり廃止もというふうな自治体もあります。当然、今のふるさと納税の最初の考え方とかなり返戻品の高額化等いろいろ問題が出てきておまして、返戻品目当てに納税される、本来の趣旨が少し違っているように思います。小豆島町に関しましては、そういった高額な返戻品とか商品券とかいうふうなことはないと思いますが、日本全国におきましては、やはり商品券とか電化製品、家電製品とかを返戻品にかえていく。高額になっているいうことで、実際の当初の趣旨がかなり受けられ方が変わってきております。実際によりますと、ほかの自治体のほうへ寄付するものですから、自主財源の地元の自治体の税額が減るというふうなことも出てきているというなことです。

そのあたりで、まずは小豆島町におきまして1番目に寄付額に占める返戻品、また諸経費の比率はどれぐらいのものを返戻しているのか。最終的に税額はどれぐらい小豆島町に残るのかということ。

2点目に、当然小豆島町のふるさと納税のホームページの中には、資金使途の4項目か5項目、どの項目に納税使い道を聞いておりますが、最終的にその使うのはどの場面までが決めて、そのことに関して使うのか、資金使途の詳細。

また、3番目に返戻品の上限額、先ほど言いましたが、余り高額ではないと思いますが、そのあたりは幾らに設定しているのか。

最後に、4点目で29年2月末の寄付額、現状の寄付額は幾らになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員からふるさと納税の現状についての質問がありました。

ふるさと納税制度につきましては、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために平成20年度の税制改正により創設されました。

これまで小豆島町出身者に限らず、小豆島町の自然や文化に魅力を感じた方あるいは小豆島町を応援したいという方々から、たくさんのご寄付を賜っております。大川議員おっしゃったように平成27年度については、1億円を超える多額の寄付をいただきました。

小豆島町のふるさと納税の現状をいいますと、返戻品につきましても、小豆島の特産品

に限っておりますし、返戻金の比率も38.5%ということですし、寄付金の額も1億円程度ということで、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った活用がされているのではないかと思います。後ほど申し上げますが、寄付金に基づいても、いろいろ小豆島が元気になるための必要な事業の財源として活用をさせていただいております。今後ともこういうふるさと納税制度を上手に活用していきたいと思っております。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 大川議員のご質問にお答えします。

ご指摘のように27年10月1日からふるさと納税に関する返戻品の見直しを小豆島町のほうで行いました。

まず、ご質問の1点目、寄付額に占める返戻品代、経費の比率でございますが、先ほど町長が申しあげました返戻品に係る費用とクレジットカード決済等の手数料、こういったものを含めまして3,969万6,150円、それから27年度の実際の寄付金総額1億317万6,600円でございます。比率といたしましては、町長が申しあげましたように38.5%の返戻率ということになります。

それから、2点目の使途詳細でございますが、小豆島町のほうでは、寄付金の申し込み時に5項目、健康・福祉が1つ、教育・文化が2つ目、3つ目として生活・環境、4つ目に観光・産業、最後に自治・自立のまちづくりという項目で、寄付者の方に寄付金の使い道についてお伺いしております。

その27年度の実績では、寄付額ベースにはなりますけれども、一番多いもの4番の観光・産業のまちづくりへの希望額が一番多くて約3,160万円、次いで2番の教育・文化のまちづくりが約2,970万円となっております。

なお、頂戴した寄付金については、必要経費を除いた額を一旦ふるさとづくり基金に積み立てました後に、各種事業に充当することとしております。28年度に積み立てた額については、約5,800万円を積み立てたところでございます。

27年度及び28年度に積み立てました基金については、29年度において、主なものを申し上げますと、4番の観光・産業のまちづくりとして中山地区の棚田活性化事業に800万円、それから2番の教育・文化のまちづくりとして予算でも出ましたが、グランドピアノ等楽器整備事業に600万円、それから1番の健康・福祉の障害者関連施策の関係でぬくもりと希望の島づくり事業に500万円ということで、その他事業と合わせまして11の事業に5,500万円を使途に沿って基金から充当する予定としております。ほんで、この充当につ

きましては、各課の予算のヒアリングの終わった段階で財政担当のほうで、使途に沿ってどういった事業に充当するのが適切かということで、充当を決定しておるところでございます。

3点目の返戻品の上限額については、小豆島町としては、特段の定めは設けてございません。

4点目の平成28年度の寄付額でございますが、平成29年2月末の時点で3,669件、9,470万4,965円となっております、若干昨年を下回る見込みとなっております。

大川議員ご指摘のように報道でご承知のとおり、ふるさと納税については、町長が申し上げましたふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいといった本来の趣旨から外れて、返戻品が過熱するといった状況になっておりまして、本年4月にも総務省のほうから大臣通知として、大川議員が例示として上げられました商品券とか家電、こういった資産性の高いもの、それから金銭、類似性の高いものについては、返戻品から除くようにというような通知が来ているようでございます。

小豆島町としては、寄付金の返戻品は、地域の特産品振興に寄与している一面もございますので、制度の本来の趣旨から外れない範囲の中で、島出身者が集う東京や大阪の会合等で町の情報発信等を行いまして、寄付金を有効活用しながら、各種の事業の推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 小豆島町においては、堅実にそういったところで金額的にも使い道も堅実にやられていると確認できましたので安心しておりますが、施政方針の中に企業版ふるさと納税という言葉も出てきて、寒霞溪など自然遺産や農村歌舞伎などの文化遺産の保存を推進するために企業版ふるさと納税を活用し、小豆島の遺産保存継承事業を行いたいというふうな考えを示されております。

先ほど言いましたが、皆さんからいただいた納税額、有効にできたら使い道、今回、先ほど政策統括監のほうから答弁ありました棚田に使うとか何々に使うとかいうところまで町民に知らせるべきです、納税者の方に知らせたらもっといいふるさと納税がこんなことに使われたらええなというふうな感じがすると思いますので、そのあたり今後そういうなことをすることは考えてはないでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 大川議員の再質問にお答えします。

目的を定めて、それについてご寄付を募ると。これについては、大川議員申されたよう



な企業版ふるさと納税、これについては寒霞溪の保全等、その寄付金を財源として図っていくと。これについては、地域再生計画等の認定を内閣府の認定をこれからとって、29年度でそういった事業にご寄付があった場合、活用していくといったところでございます。認定をいただく前提要件として1社もう既にご寄付をいただく企業が決まっておらなければならないということもございます。そういった部分については、既に何件か申し入れもございますので、そういった趣旨に沿って有効活用してまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。自主財源の少ない小豆島町ですので、そういったお金を十分に有効利用していただくのが本来のふるさと納税の趣旨だと思いますので、期待しております。

時間も押しておりますので、3問目に参りたいと思います。

新介護保険施設の運営はということで、内海病院跡地での新介護保険施設の運営について、2月になり初めて我々に詳細等が示されました。我々も心配しております。果たして介護保険施設の運営が成り立つのかどうか。どういった考えなのかを詳細に説明がありました。

先日、老健の運営審議会でも説明があり、年間約6,500万円余りの赤字、数年続くということで、その運営審議会の委員の中からも、その赤字がずっと続くのであれば、その改善策はどのように考えているのかというふうな鋭い質問も出ましたが、答弁はなかなか大きな改善策は見受けられない。私の考えるところでも答弁の内容は単なる経費の節減で、果たしてこの新しい施設、老健施設と特養の老人ホーム、町が運営する。何年か先には指定管理というふうな方向で行うというふうな話も出ましたが、スタートするときから赤字が何年も続くと、そのような状態で果たしてそれで町営ですから赤字、旧内海病院のときにも公立病院ですから赤字はある程度覚悟はしなければならないというなことでしたが、今回の老健施設等のことに関して赤字でスタートするというのがちょっと我々には考えられないのですが、そのあたりの町長のご意見は、今までそれぞれの会合では町長のご意見がなかなか聞かれておりませんでした。当然これも老健の施設の運営等も町長提案としてこの議会には出てきていると思いますので、町長の数年の間の赤字等に関しての見解をここでお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から新介護保険施設の運営についてご質問いただきました。

た。

現在、病院施設の有効利用と特別養護老人ホームの待機者を解消するため、内海病院跡地に役場庁舎と特別養護老人ホーム、小規模老健施設の整備を進めております。その必要な条例も提案をさせていただいております。

ご質問にあったとおり、介護保険施設の開設初年度に当たります平成29年度約6,500万円の赤字を見込んでおります。これは、病院併設であった老健施設が今後は単独運営になることとか、人件費比率が民間の老人保健施設に比べて高いということによるものでございます。

ご指摘のように赤字経営が長く続くということは、決して好ましいことではなく、赤字は解消されるべきものだと考えております。このため、改善に向け、改正条例の附則に町は必要に応じこの条例の施行の状況について検討を加え、島内の医療福祉環境の変化を勘案の上、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとするという規定を設けております。具体的には、経営の効率化に努め、スタッフの適所配置を行い、なるべく早く指定管理者による運営、そういうものを目指したいと考えております。ご理解を賜ればと思います。

詳細は、担当参事からご説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 福祉施設整備担当参事。

○福祉施設整備担当参事（濱田 茂君） 私から改正規定についての詳細についてご説明を申し上げます。

まず、常に施設の運営状況を検証し、極力効率的な運営に努めることといたします。経費の節減のほか、算定可能な報酬加算が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、島内の医療福祉環境の変化を勘案の上、対応することも必要であるというふうに考えております。現在、小豆島町の高齢化率は40%を超えておりますが、今後はさらに高齢化が進むと見込まれておりまして、医療、福祉サービスが必要な人が増える見込まれます。

現在、小豆島中央病院では、地域包括ケア病床の導入が検討されております。また、国において療養病床の再編について検討が進められております。このような状況の中、今後の島内の医療機関や介護施設の整備状況など十分考慮の上、特別養護老人ホームと小規模老健施設のあり方を検討し対応することとしております。

例えば小豆島中央病院との連携を強化し役割分担をした上で、小規模老健を廃止し、全

てを特別養護老人ホームとすることや小豆島中央病院と連携した老健施設の整備、運営について検討をするものでございます。これらにより、直営施設の経営の効率化を図るとともに、スタッフの適所配置を行うことで、おおむね3年から5年をめどに指定管理者による運営を実現し、経営の健全化を図りたいと考えております。できれば小豆島中央病院との一体的運営が望ましいと考えておりまして、小豆島中央病院と土庄町との一層の連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 余り変わった答弁でもないんで、興味ないですけど、同じような答えばかりなんですよ。改善策、これはこういうことで改善しますと1年目はとにかく、2年目はこれだけの赤字を抑えますというなことで、小豆島中央病院との連携いうふうな話でまとめられたら、我々も何とも言えないんです。そのあたりが3年から5年後に指定管理者に渡すというふうなことで、その3年から5年間の間、これ6千万円が5年続いたら3億円になりますね。それはやはり一般財源から当然賄わなければならないということを入れたら、ちょっと大分スタートを急ぎ過ぎたんじゃないかなというふうに思います。3年、5年間として3億円、老健施設改修、大きなお金を使って改修したけど、赤字でスタートする、5年間は赤字である、その後はまだ決定確定はしてないけど、指定管理者に任すということで、我々はなかなか町民の方に理解いただくのは本当にこれ難しい問題であります。やはりプロの方、そういった老健施設のプロの方をお願いして運営していくという考え方をもっと早くから打ち出していれば、もう少し6千万円が5千万円になり、4千万円ぐらいの赤字額に減るんじゃないかなと。急遽庁舎問題等の絡みもありまして、そういう現状になりましたが、できるだけ期待したいのは、その赤字が少しでも少なくなるように努力していただきたい。もうこれ6月からスタートしますから、今、どうのこうの、予算どうのこうの認めないというふうなことはできないと思いますけど、できるだけ全力で我々もバックアップしますけど、執行部の皆さんは全力で新しい施設に関しては全力で向かって行ってほしいなと思いますから、そのあたり最後一言お願いします。

○議長（森口久士君） 松尾副町長。

○副町長（松尾俊男君） 経営に関しては、大川議員ご指摘のとおりの面が多分にありますので、今、庁内では、この赤字額をどれだけ減らしていくかというような内部組織を組織して検討することにしております。今、ご指摘いただきましたように年間どれだけ経費の節減が今後図られるのか、そういったものも今から直ちに始めていくということで、担

当課あるいは老健だけじゃなくて、健康づくり福祉課でありますとか、高齢者福祉課、我々両副町長をトップに内部組織をつくりまして、対応策を早急に詰めていって、またご説明もしていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。高齢者が多くなっておりますので、ぜひこういう組織が必要ですし、あれをつくってよかったなというふうな施設になるようお願いしたいと思います。終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は14時。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時00分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。10番秋長正幸議員。

○10番（秋長正幸君） 私は、内海湾の埋め立ての進捗状況について質問をいたしたいと思えます。

草壁港の埋め立てにつきましては、平成9年ごろ着工したと記憶をしております、当初は約10年で完成するというなことでスタートしたと記憶をしております。当初の計画では、都市下水の処理施設並びに工業用地、宅地、緑地帯などだったように思っております。その後、都市下水というなのは断念して、皆さん方、今後の利用についてどうかという内容についてほとんど出てないような状況でございます。ちょうど着工して約20年建設残土、しゅんせつ土の搬入をいたしてございまして、現況での延命処置ができたことは非常によかったなと思っております。最後残った利用についてどのような状態であるのか進捗状況をお聞きしたいのと。

できれば竣工の時期がいつぐらいかと。今、もう外から見えますと、大体でき上がったというなのは町民の皆さん方理解していると思っております。そういう中で、竣工後の時期と計画、利用計画等々があるのであれば出していただきたい。

その中で、昨年、県のほうから主な企業への意向調査があったように聞いております。その内容等々については、町は把握していると思えますが、内容がわかればわかる範囲で答えを願いたいと思えます。

それから、県への町として何か具体的な要望はしているのか、いや全然ないでということであれば、今後、そういう県への意見具申はしていくのか、そういうところについてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 秋長議員の草壁埋め立ての進捗状況についての質問にお答えをします。

内海港草壁地区埋立地は、香川県が事業主体となり内海港廃棄物埋立護岸事業として、公共事業から発生するしゅんせつ土砂、建設残土、安定型廃棄物の最終処分場を確保するとともに、下水処理場用地や住宅用地、工業用地、レクリエーション緑地の確保を目的に、埋立面積約10ヘクタール、受け入れ量約102万立米として内海港の草壁地区において、平成9年度から実施してきたもので、埋め立て完成後に香川県が売却することとなっています。

埋め立て開始当時、今から約20年前には、住宅用地や工業用地、また下水処理場用地として需要が見込まれていましたが、平成17年度には、下水道構想を断念したことから、下水処理場用地の必要がなくなったことや社会経済情勢が大きく変化する中、当初の土地利用計画を見直す必要が生じております。このため、事業主体である香川県では、土地利用計画を変更する検討材料とするため、昨年9月に島内の企業を対象に埋立地への土地利用希望の有無についてアンケート調査を実施しました。以上のように、埋立竣工後を見据えて動き始めたばかりの状況です。議員の皆さんや関係者のご意見をお伺いし、県へ届けるとともに、有効利用について協議検討してまいりたいと考えております。

詳細は、担当課長より答弁いたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） ただいまの秋長議員からの質問ですが、町長答弁と重複することがありますが、お答えしたいと思います。

まず、進捗率と竣工時期でございます。

進捗率でございますが、本年1月末の時点で102万立米のうち97万立米の受け入れが完了しております、率でいいますと95%の進捗率となっております。

また、竣工時期でございますが、お話がありましたとおり、当初10年の予定でございましたのが、現在、平成32年度に受け入れを終了するという予定となっております。

次に、2点目の土地利用の関係です。

先ほど話がありましたように、当初この埋め立ての土地利用の計画といたしましては、住宅用地として1.5ヘクタール、工業用地として3.1ヘクタール、レクリエーション緑地として2.1ヘクタール、下水処理場用地として2.1ヘクタール、それから道路とか護岸の部分がありますので、合わせて10ヘクタールという計画でございました。そのうち、お話があ

りましたとおり、下水処理場用地としての利用が困難となったことから、当初の利用計画の現実性が低くなってきました。また、社会経済情勢の変化などから、この土地利用計画を変更する必要が生じてきております。

そこで、竣工まであと4年余りとなった現在、香川県では、この土地利用計画を変更するための検討するための材料として、今、お話がありました小豆郡内の主な企業に対して埋立地の利用を希望するかどうかということについてアンケートを実施したところです。アンケートの詳細につきましては、香川県のほうが企業のほうの戦略といいますか、そういうことがありますので、回答は控えさせていただきたいと思います。というところから、香川県としては、埋立竣工後を目標に、このアンケート調査とか社会情勢の変化を踏まえながら、関係者とか町とかと協議して、竣工後には土地利用の変更をかけたいというところで動き始めたところでございます。

3点目の町として、土地利用計画の変更に対してどういうことをしてるのかということでございますが、県に対して、町なり関係者の意見を十分に聞いていただいて反映させてくださいということで、また売却をするときにでも十分に意見を聞いてくださいということで要望をしているところでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 今の答弁の中でもあと竣工まで3年少しぐらいというようなことで理解しとったらいいかなと思っておりますが、もともとは事業は県が主体であって、我が町としてどこまでこれに介入できるのかなという一つの思いはあるんですが、最終的には県が土地利用の変更をどのようにするかという決定ですが、その前段として今、言ういろいろな確認をしたり、当然町のほうにも意向というか、動向についての意見を求められるんじゃないかというふうに思っております。

その中で、あと3年という短い期間で何か具体的に公共の関係とかで県が考えているのが、裏であらへんのんかなというのは我々も単純に思うんですが、そこら辺について何かあるのであれば教えていただきたいと思いますが、課長どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 先ほどご説明しましたとおり、土地利用の変更はかけないかんということはもう間違いないことでございます。それに対してどう変更するかということは今、動き始めたところでその一つの参考資料といいますか、アンケートをとってます。取り終わった段階で、県のほうとしても悩んでいるところのようです。具体論がこれだけ社会の情勢も変化しているところもございまして、町のほうの意見を聞きたいとか関

係者の意見を聞きたいとかというところではないかなというところでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 今の答弁のとおりだと思います。ただ、あとのことは期間が短い中でやはり町としてもある意味で今後、意見具申というか、意見を申し上げる場は再々、担当部局ではあるんじゃないかと思っておりますので、いろいろ議会の意見、今日でも浜口議員からの船員の学校等々のお話もありましたが、本当に幅広く内海湾の財産を生かせるようにしていただくのが将来のあそこの内海湾の財産になるように思われますので、ぜひいい方向へ県とも相談していただきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は4点についてお尋ねをいたします。

まず第1に、町長の政治姿勢についてです。

町長は、施政方針で小豆島を元気にする、ぬくもりと希望の島を目指すとし、そのためにさまざまな施策や取り組みを行うと述べられました。しかし、その中で町民の暮らしの実態については、全く触れられなかったと思います。

この間、安倍政権のアベノミクスが格差と貧困を一層拡大し、安倍政権が進める社会保障費の自然増削減路線は、医療費負担増、年金削減、介護サービス取り上げ、生活保護切り下げなど、国民の生存権を脅かし、将来不安を増大させています。その中で、町民の暮らしや営業も大変になっています。特に金額の少ない国民年金の方からは、少ない年金から介護保険料などが天引きされて、生活が大変だと。夫婦2人いれば何とか暮らせるが、1人になったら暮らせないと悲鳴が上がっております。消費が落ち込む中で中小業者の方々も売り上げが減っています。若い人たちも経済的な不安が大きい状態です。

町長は、そういう町民の実態に一言も触れず、また経済状況の認識も語られていません。町民の暮らしと経済状況についてどのような認識を持っておられるのか、お尋ねをいたします。そして、そんな町民の暮らしを守るための取り組みについては、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から町民の暮らしを守るための取り組みについてご質問をいただきました。

町政を進める上で町民の暮らしや経済の状況を把握しておくこと、それについてどういう認識を持つかということとはとても重要なことであると考えております。

小豆島町の所得の状況を見ますと、課税実績によれば、平成28年度の1人当たりの平均が約236万円、27年度が約235万円で、県内の自治体の中で一番低い金額になっています。また、10年前の平成18年度と比べますと、平均で約18万円程度下がっており、とても厳しい状況にあると認識しております。オリーブ企業の一部だと好調な企業もありますけども、醤油、佃煮など地場産業が苦戦をしているということを反映している実績データだと思います。

このように町民の所得が伸びない一方で、高齢化は進展しており、特に小豆島町、県下で42%を超えるトップランナーでありますし、国全体の経済成長も鈍化しております。そういう中で、議員ご指摘の社会保障に対する町民の負担は、確実に増えていると考えています。また、お子さんが島外の大学などで学ぶための家計負担、私が学生のときは国立大学ですんで1月授業料千円でしたが、今は何万円もするようになってきていると思いますが、子供を都会に出して勉強してもらおう家計負担も物すごく大きくなっていると思います。そういう中で、とても多くの町民の暮らしは、とても苦しい厳しいのではないかと感じております。特に現役世代の人、低賃金に苦しんでいるような気がします。

現役世代の負担を少しでも和らげるために、医療費の中学校卒業までの無料化、保育料あるいは幼稚園授業料の軽減、午前中も議論ありましたが、奨学金の大幅な拡充など、限られた財源の中でいろんな取り組みをしております。平成29年度予算でも保健医療福祉関係職修学資金を拡充したいと考え、改正条例の提案、必要な予算を提案しているところでございます。

社会保障の負担を抑えるために、特に健康づくり、介護予防の取り組みが重要であろうと思っています。町民が健康であることは、社会保障の負担を抑えるということだけではなくて、町民の幸せにもつながることだと思います。平成29年度は、小豆島中央病院を核とした地域包括ケアを推進し、多職種が連携した健康づくりや介護予防に取り組んでいきたいと考えています。

それから、何よりも町民の暮らしを守り、経済を元気にする、所得を上げていくためには、地場産業が元気になることが何よりも大切だと思います。現在、商工業振興審議会において、地場産業を元気にする具体策を議論してもらっています。来年度予算にも幾つかのことを盛り込んだつもりです。この3月末には、産業振興の新しい計画もまとまりますので、地場産業の活性化、新しい産業づくりに向けた取り組みを進め、何とか町民の暮らしを守るために頑張りたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。



○11番（鍋谷真由美君） 町長が町民の暮らしが大変だという認識を持っておられるということがわかりました。さまざまな施策を行っていただいていることは、評価する部分もあります。ただ、先ほども述べましたように、今の国の政治が本当に国民の暮らしを苦しめている実態があるという中で、後でも介護保険とか国保とか質問させていただくんですが、やっぱり町だけの努力では難しい面も多々あると思います。ぜひ後の部分も含めて国への要望を町民の暮らしを守るために、町長として国へそういう国の施策に対する要望をしていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 国の立場というのは、わからないこともないんですけれども、人口が減少し、少子・高齢化が進んでいく中で社会保障制度を維持するという、持続させるということが最大の課題だろうと思います。国の制度で全てをカバーできればいいんですけれども、そこに物すごく制約がある。国と都道府県と市町村の役割分担とか、いろんな全般的な見直しの中で国も大変苦勞しているのではないかと思います。地方自治体の立場からの要望は常に国に申し上げていきたいと思えます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） よろしくお願ひします。

では、次、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

今、政権与党によって、高齢期を安心して地域で暮らし続けられなくなるような介護保険の改悪が進められようとしております。例えば要支援1、2だけではなく要介護1、2まで介護保険の対象から外す、ベッドや車椅子などの福祉用具の貸与サービスを原則自己負担化する、現在1割負担の介護サービス利用料を2割にすることなどが計画をされています。このような高齢期を安心して暮らし続けられなくなる保険あって介護なしの制度改悪は到底許せないと思えます。町民の高齢期の安心を守るために、少なくともこれ以上のサービスが低下することのないように、町として責任を持つべきだと考えますが、町長の見解はどうでしょうか。

既に前回の法改定で要支援1、2の訪問、通所介護が保険給付から外れ、総合事業に移行することになり、新年度から実施されますが、その事業者、人材が確保できているのでしょうか。

今、要支援の方が昼食や入浴など1日過ごせていたデイサービスに行けなくなるのは困ると嘆いておられます。これまでのサービスを維持できる内容になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から介護保険制度についてご質問いただきました。

介護保険制度は、平成12年度の創設ですけれども、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきていると思います。小豆島町でも、介護保険のおかげで高齢者サービスは相当程度充実しているのではないかと思います。その一方で、高齢人口の増大に伴い、介護費用も著しく増加しようとしております。

このため、国では、介護保険制度を持続可能とするため、介護保険の給付の対象を専門的な介護が必要な人に重点化し、軽度な人については地域の力で行えるよう、費用負担のあり方も含め見直しを進めています。限られた財源で最大限の効果を発揮するためには、やむを得ないものであると思います。

国が維持する介護保険制度という基盤の上で、町としてできること、住民ができること、これらに町全体で取り組むことが重要であると考えています。そのため、介護や医療を受ける期間をできるだけ少なくできるよう健康づくりや介護予防に取り組むとともに、社会貢献、元気高齢者施策の実現に取り組んでいくことが必要であると考えております。

総合事業については、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 私のほうから総合事業の実施についてご説明申し上げます。

ご質問の介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきましては、平成27年度介護保険制度改正により、全国一律の介護保険サービスのうち、要支援1、2に認定された方の訪問介護、通所介護について、市町村主体の地域支援事業に移行されることとなったものでございます。柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービス提供を目指すものでございます。

小豆島町におきましては、平成24年度からシルバー人材センターや社会福祉協議会の協力により軽度家事支援サービスを、また介護サービス事業所等の協力により運動機能向上のための介護予防運動教室を実施しているところでございます。

来年度からは、これらのサービスを拡充するとともに、現在の訪問介護、通所介護サービスに相当するサービスも既存の事業所により実施することとしております。現在、通所サービスを利用されている方も利用者の状態や必要度によりまして、今までどおりのサービスが受けられることとなっております。

なお、人材確保につきましては、現在実施しております介護職員初任者研修、実務者研

修に係る費用の助成に加え、来年度は土庄町と合同で介護職員初任者研修を小豆島内で実施すべく予算を計上しておりますので、議員の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、今までどおりのサービスが受けられると言われたんですけども、さっきも言いましたように今、デイサービスに行っている方は、食事もとり入浴もして、それで1日過ごしているわけなんですけども、これからの総合事業でそういうそれと同等のサービスが受けられるということによろしいのでしょうか。その対象になる要支援1、2の方で今、サービスを受けている方の人数もあわせてお願いします。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 現在、支援全体で300人ほどの方がいらっしゃいます。この中で、訪問介護を利用されている方が約30名、通所介護を利用されている方が約40名いらっしゃいます。こちら重複があるかもわかりませんので、人数はちょっとこれよりは少ないかもわかりませんが、今現在利用されている方がそのままかどうかということなのですが、本人さんの必要度に応じてケアプランをつくりますので、その方全員が必要かどうかということになってくるんですが、今現在受けていらっしゃるサービスはそのまま継続することとしておりますので、利用度の高い方は受けられることとなっております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） これまでのサービスが低下することのないようにお願いしたいと思います。

改めて介護保険についてですけれども、介護保険の考え方というのは、軽度のうちからサービスを利用して、自立を支援して重症化を防ぐということだと思います。軽度者の負担割合を引き上げますと、要介護3以上の重度者が頑張って要介護2になったら逆に負担が重くなると、そういうことも出てくると思います。リハビリの意力がそがれますし、法の理念とも矛盾するのではないのでしょうか。

また、軽度者でも同居家族の有無や就労などの社会的要因によって、必要なサービス回数は異なり、現実には必ずしも軽度者が重度者より利用負担額が低いとは限りません。利用料負担の上限額も今回、一般的な所得層の負担限度額を月3万7,200円から4万4,400円へ引き上げる方針が打ち出されています。要介護1、2になった方というのは、外出ができにくくなり、家に閉じこもりがちになる時期ですが、そのときデイサービスに通えば、

他の人との交流を通じて、社会性を保つことができ、表情も変わり、活動参加への意欲が高まります。訪問介護による支援で生活も張りが出てきます。ところが、この段階でサービスを使いにくくすれば、要介護3以上の重度者が増えてしまうことが懸念されるのではないのでしょうか。利用控えで介護保険の財政は一時的に支出が抑制されるかもしれませんが、長い目で見ると、重度化が進み、財政を圧迫することになりかねないと思います。

また、厚労省は、生活援助の人員基準の見直しを打ち出しました。訪問介護の生活援助は、掃除や買い物、調理、洗濯などの家事を行い、在宅介護を支えています。定期的に訪問介護員が自宅に入り、利用者さんとかかわる中で食べ残しやごみの状況から、体調を観察、好みや買い物の内容の変化などに気づいて、認知症の進行を把握し、必要な介護サービスにつなげています。これは専門職だからこそできるもので、ただお掃除などをするだけの事業者のサービスではできないと思います。人員基準の見直しの内容によりますが、無資格者である生活援助への基準緩和だとすると、専門職の支援が期待できず、特に認知症の独居の人などにとって在宅生活の維持が難しくなると思います。

こういったことで、保険料を払っているのに介護が受けられない、受けにくくなるという、そういう改悪っていうのは本当に国家的詐欺とも言えると言われておりますが、その点についての町長の見解をお願いします。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 先ほど町長の答弁でもありましたように、介護保険は、その対象を重点化して、専門的な人が介護が必要な人に対して重点的に行って、その持続を図るという形で維持していこうというふうに考えております。そのために、町民としてできること、町としてできることということで、役割を分担して、軽度な人は地域で支えていって、重度になった場合に介護保険を使っていこうという形でやっていくしかないというふうに考えております。

そのため、小豆島町では、先ほど課長のほうから答弁はありませんでしたが、ここ四、五年前からは、地域の居場所づくりということで、各地域の高齢者の集まる場所、その集まれる場所の改修をして、各地域でサロン活動ができるように、町内2カ年で80カ所ぐらい整備したと思います。こういうところで、地域での見守りもやってくださいという形で、決して介護サービスができないというような状況ではなくって、地域で支えるような仕組みをつくって、そこで今、整備を進めておりますけれども、介護が必要になれば特養なり小規模多機能施設を利用できる、そういうふうにやっていくしかないという形でやっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 40歳以上の方は介護保険を払っているわけで、年齢引き下げも検討されていると言われておりますけれども、保険料払うということはその保険を受けられると思ってやっているわけで、それが受けられなくなると。要支援だけじゃなくって、要介護までそこは広げられて対象から外されるというのは本当に問題だと思います。

次に、国民健康保険についてお尋ねをいたします。

国保の都道府県化が決められました。国保財政は、本町を初め多くの市町村が赤字であり、財政難の国民健康保険を寄せ集めても財政が改善する見込みはなく、広域化によって、国民健康保険税の値上げと給付抑制の押しつけが強まり、住民の声が届かなくなる心配があります。町長の見解をお尋ねします。

一般会計からの繰り入れを継続し、保険税の引き下げをすること、少なくとも引き上げはしないことを求めますが、いかがでしょうか。

また、今、家族で1枚の国保の保険証を個人別のカードとして発行していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の国民健康保険についての質問にお答えします。

国民健康保険制度は、地域の住民を対象とした国民皆保険の最後の受け皿として位置づけられ、皆保険を実現する上で非常に重要な役割を果たしており、小豆島町においても、医療と保健を支える基盤となる制度です。しかし、近年その国保の財政運営が大変不安定となっており、30年度以降は都道府県が財政運営の運営主体として中心的な役割を担う広域的な制度として、県内市町国保の改善に向け、安定的な財政運営や効率的な事業運営を図っていくことになっているほか、県が示す納付金の配分や標準保険料率等に基づいて、市町ごとに保険料率を定めることとなっております。

このような国保の広域化につきましては、非常に重要な問題、必要な対応だと思いますけれども、小豆島町においては、平成29年度の1年をかけて、国保運営協議会あるいは福祉と医療の推進会議などの場を通して、国保広域化への対応、保険料率の改定などによる財政基盤の強化、さらには医療費の分析、研究、健康づくりによる医療費の抑制などにつきまして十分に議論して対応したいと考えております。

国保の広域化等の詳細については、担当課長より答弁をいたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 私のほうからは、鍋谷議員ご質問の国保制度の広

域化及び保険証のカード化についてご説明申し上げます。

国民健康保険におきましては、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、加入者の高齢化により医療費水準が高いなどの構造的な課題がございます。

小豆島町の国民健康保険事業におきましても、同様の課題に加え、医療費の高騰や被保険者の減少などの影響により財政運営は悪化し、国民健康保険財政調整基金の取り崩しなどにより運営している状況でございます。

このような状況から、国民健康保険制度が平成30年度以降、国民健康保険制度の安定化を図るため、国が国民健康保険への財政支援を拡充するほか、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、事業運営の中心的な役割を担うこととされており、これまで市町ごとに財源を確保することにより支払っていた医療給付費につきましても、30年度以降は市町が医療給付に必要な費用は全額県から交付され、予期せぬ急激な医療費の増に対しても、県の基金から交付、貸し付けされることにより、その財源を保障されるなど、市町国保の財政運営の安定化が図られることとなっております。

なお、30年度以降の国保の保険料率につきましては、県から示されます標準保険料率を参考に、内容を十分精査、分析するとともに、財政基盤の強化による国保会計も健全運営も含めた適正な保険料率の設定に向け、先ほど町長も申しましたとおり、平成29年度の1年をかけて、国保運営協議会や福祉と医療の推進会議の場などを通じて、十分に議論し対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、広域化になりましても、市町におきましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保健事業など、これまでどおり住民の皆様からのご意見等も伺いながら、地域に密着したきめ細やかな業務を引き続き行ってまいることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、保険証の個人別のカード化につきましては、平成30年度の国保広域化に合わせ、被保険者個人別のカード化を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 国保の広域化で県が国保の保険者となりますけれども、町も国保運営から撤退するわけではなくて、両方で共同で運営するというところで、そういう説明だったと思います。身近なところで町民の声が届く運営をしていただいで、国保税の引き上げなどをしないようお願いしたいと思います。

最後に、就学援助制度の改善を求めます。

国の17年度予算案で要保護世帯の就学援助費のうち、新入児童・生徒の入学準備費用の補助単価が2倍に引き上げられました。準要保護世帯にも単価引き上げの適用を求めたいと思います。

また、入学準備金の支給時期について、文部科学省は、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮する旨通知をしており、全国、また県下でも既に実施している自治体があります。2月2日付の毎日新聞では、少なくとも県内の10市町が支給時期の前倒しを検討していることがわかった。かばんや通学用服などへの支援を想定するが、支給が夏休み前の7月になっている市町もあり、準備に間に合わないという指摘も踏まえて見直すと報道されています。その中には、土庄町も含まれております。本町でも支給を入学前に変更することを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、鍋谷議員さんから就学援助制度の改善についてのご質問がございました。

新入学児童・生徒学用品費については、平成29年度支給額から単価の引き上げを行い、小学校2万470円を4万600円に、中学校2万3,550円を4万7,400円にいたします。

また、支給時期につきましては、これまでは7月支給でしたが、平成29年度は5月支給にいたします。

なお、3月支給につきましては、県下各市町の状況を把握しながら、財政部局と協議を行い、平成30年度入学者から実施する場合は、補正予算で対応したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） ご答弁ありがとうございます。

今年度は5月ということではちょっと間に合わなかったと思うんですけども、来年3月には支給できるようにお願いをいたします。以上で終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は終了しました。

次回は3月16日水曜日午後1時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時40分